

第2節 ドイツ連邦共和国 (Federal Republic of Germany)

労働施策

(参考) 1ユーロ = 140.50円 (2014年期中平均)

労働協約上の最低賃金（産業別の最低賃金）がこれまで存在したが、2015年1月1日より全国一律時給8.5ユーロの一般的な法定最低賃金が導入された。

また、突発的な介護のための休暇（最長10日）についてこれまで無給だったものが賃金補填される等の改正が行われ、2015年1月1日より施行された。

さらに、パートタイムで働く両親への両親手当の拡充、両親休暇を満3歳から満8歳までに持ち越す期間を1年から2年へ延長する等の改正が行われ、2015年7月1日より施行される。

1 経済情勢

実質GDP成長率は、世界金融危機により、2009年にはマイナス5.6%となったが、2010年には4.1%に回復した。2011年に発生した欧州債務危機の影響を受け2012年は0.4%と成長が鈍化したが、2013年に入ってから内需と世界経済の緩やかな回復を受け、ドイツ経済も好況期に入りつつあると見られていたが、2014年2月に発生したウクライナ危機の影響等地政学上のリスクもあり、その後は減速した。ドイツの2015年の実質GDP成長率は1.3%と予測されている。

表3-2-1 実質GDP成長率

(%)

年	2009	2010	2011	2012	2013				2014			
					Q1	Q2	Q3	Q4	Q1	Q2	Q3	
実質GDP成長率	-5.6	4.1	3.6	0.4	0.1	-1.8	0.5	0.8	1.0	0.2	-0.4	0.1

資料出所：ドイツ連邦統計局 (DESTATIS)

2 雇用・失業対策

(1) 雇用・失業情勢

登録失業者数は、世界金融危機を受けて、2009年には341.5万人まで増加したが、その後回復し、2012年には289.7万人、2013年は295万人（同年12月は287万人）となっている。同様に2009年に8.1%まで上昇した登録失業率も、2012年には6.8%、2013年には6.9%（同年12月は6.9%）となっている。

表3-2-2 表 雇用・失業の動向¹

(千人、%)

年月	2009	2010	2011	2012	2013				2014					
					3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月		
労働力人口	43,943	43,804	43,921	44,203	44,408	-	-	-	-	44,703	-	-	-	-
就業者数	40,845	40,983	41,522	41,979	42,226	41,844	42,137	42,361	42,560	42,598	42,149	42,523	42,749	42,978
登録失業者数	3,415	3,238	2,976	2,897	2,950	3,098	2,865	2,849	2,873	2,898	3,055	2,833	2,808	2,764
登録失業率	8.1	7.7	7.1	6.8	6.9	7.3	6.6	6.6	6.7	6.7	7.1	6.5	6.5	6.4

資料出所：ドイツ連邦統計局 (DESTATIS)：労働力人口、就業者数
ドイツ連邦雇用庁 (BA)：登録失業者数、登録失業率

■ 1) ①労働力人口は居住地ベースで算出。②就業者数 (Erwerbstätige) には、職業訓練生を含む。③登録失業者数 (Arbeitslosen) は、社会法典第3編 (SGB III) § 16 の定義に基づき、連邦雇用庁 (BA) に失業登録をした者で、登録失業率 (Arbeitslosenquoten) はこれを基に算出される。

(2) 雇用・失業対策の実施機関

ドイツ連邦労働・社会省（Bundesministerium für Arbeit und Soziales: BMAS）が施策を立案し、公法上の法人（Körperschaft des Öffentlichen Rechts）である連邦雇用庁（Bundesagentur für Arbeit: BA）が、求職者への職業紹介、失業保険制度の運営及びその他の雇用・失業対策を実施している。

連邦雇用庁（BA）の本部はニュルンベルグにあり、州レベルでは10の地域総局（Regionaldirektion）、地方レベルでは156の公共職業安定所（Agentur für Arbeit: AA）と約600の支所（Geschäftsstelle）を運営している。また、地方自治体と共同で303のジョブ・センターを設置している（2013年9月末現在）。

(3) 雇用維持・促進施策

イ 景気変動を理由とした操業短縮労働者助成金

（Konjunkturelle Kurzarbeitergeld: KUG）

(イ) 制度の概要

経済的要因又は不可抗力の出来事に起因して、事業主が従業員を解雇することなく一時的に操業短縮を行ったことにより賃金の支払が減少した場合に、その補てんのための費用を事業主に支給する操業短縮労働者助成金（Kurzarbeitergeld: KUG）のうち、フルタイムで働く通常の労働者を対象とするものである²。

(ロ) 根拠法令

「社会法典第3編（SGB III）」§95～109である。

(ハ) 管理運営主体

連邦雇用庁（BA）が管理運営する。

(ニ) 財源

社会保険料（労使折半）が主な財源である。

(ホ) 制度の対象者

事業主及び被用者。

(ハ) 受給要件

事業主は、景気変動を理由として、労働報酬支払を伴う顕著な労働停止（労働停止1暦月ごとに事業所の3分の1以上の労働者について、月当たりの総労働報酬の10%以上を削減）が生じ、かつ操業短縮の合意を従業員から得ている場合、公共職業安定所（AA）へ操業短縮の申請を行う。

(ト) 給付内容

事業主は、操業短縮により削減された分の従業員の手取り賃金額（Nettoarbeitsentgelts）の60%（扶養義務のある子供がいる場合は67%）である「操業短縮労働者助成金（KUG）」の額を従業員に支払う。その後、事業主は、公共職業安定所（AA）に申請することにより支払賃金と同額の支給を受けることができる。支給期間は最長6か月である。

金融危機後の景気対策として行われた拡充措置は2011年末にすべて終了したが、欧州債務危機による景気不安を受け、受給期間の上限を12ヶ月とする受給期間拡充措置が2015年末まで延長された。

(フ) 給付実績等

2013年における「操業短縮労働者助成金（KUG）」の月当たり平均（年平均）の申請者（労働者）数は123,978人であり、前年比約12,500人減となっている。

ロ ミニジョブ（Mini-Jobs）³／ミディジョブ（Midi-Jobs）⁴ 従事者に対する所得税・社会保険料の減免

(イ) 制度の概要

ミニジョブ（Mini-Jobs）／ミディジョブ（Midi-Jobs）に従事する労働者の所得税の免除、社会保険料の免除・段階的な軽減措置が行われる制度である。

■2) 他に、建設業等における季節雇用者を対象とした季節的操業短縮労働者助成金（Saison-Kurzarbeitergeld）及び移行期操短手当
 ■3) ミニジョブ（Mini-Jobs）とは、1年間の賃金平均月額が450ユーロ以下の雇用僅少の状態（geringfügig）のこと。
 ■4) ミディジョブ（Midi-Jobs）とは、1年間の賃金平均月額が450.01ユーロ以上850.00ユーロ以下の就労のこと。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
（労働施策）

スウェーデン

英国

EU

① ミニジョブ (Mini-Jobs) 従事者に対しては、所得税と社会保険料 (年金保険、健康保険) の労働者負担分は免除され、事業主によって全額負担される⁵。

② ミディジョブ (Midi-Jobs) 従事者に対しては、社会保険料の労働者負担分について所得に応じて減額される。なお、事業主は通常の保険料を負担する。

(D) 根拠法令

「社会法典第4編 (SGB IV)」 § 8及び § 20である。

(H) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

(二) 財源

社会保険料が財源である。

(ホ) 給付実績等

2014年3月においてミニジョブのみに従事する者は、4,989,970人であり、前年同期比約20,584人増となっている。

ハ 倒産手当 (Insolvenzgeld: InsG)

(イ) 制度の概要

雇用関係のあった事業主の倒産等により企業活動が停止され、労働報酬の一部又は全部が未払いになった元被用者に対して支給される。

(D) 根拠法令

「社会法典第3編 (SGB III)」 § 165 ~ 172, 175である。

(H) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

(二) 財源

事業主が支払う割当金 (「社会法典第3編 (SGB III)」 § 358 ~ 361) が財源である。

(ホ) 制度の対象者

事業主の倒産等により労働報酬の一部又は全部が未払いとなっている元被用者が対象となる。

(ハ) 受給要件

事業主の倒産等により労働報酬の一部又は全部が未払いとなっていること。元被用者は、原則として倒産等により事業主との雇用関係が終了した後、2カ月以内に公共職業安定所 (AA) に申請を行わなければならない。

(ト) 給付内容

「倒産手当 (InsG)」は、未払いの手取り賃金額 (Nettoarbeitsentgelts)⁶が、「失業給付 I」(2 (6) イ参照) の毎月の社会保険料を算定する標準報酬額を超えない限りにおいて、雇用関係があった最後の3ヶ月分が公共職業安定所 (AA) によって支払われる。また、公共職業安定所 (AA) により、最後の3ヶ月間の未払いの総合社会保険料 (Gesamtsozialversicherungsbeitrag) (健康保険、介護保険、年金保険) 及び「失業給付 I」の社会保険料も、同時に支払われる。

(フ) 給付実績等

2013年の受給者 (元被用者) 総数は、220,135人であり、前年比約2,600人減となっている。

ニ 職業紹介支援 (Vermittlungsbudget: VB)

(イ) 制度の概要

連邦雇用庁 (BA) が、失業者、失業の恐れのある者又は職業教育訓練ポストを探している者に対して、社会保険加入義務のある仕事に就くための職業相談や助成金の支給等を行う制度である。失業者と所轄の公共職業安定所の担当者又は失業者の基礎保障担当者が話し合い、失業者個人の需要や様態に応じて柔軟に行われるものであり、任意給付であって法的請求権は存在しない。

■5) 事業主がミニジョブ賃金に対する一定割合の税・社会保険料を一括納付することにより、労働者は税・社会保険料の負担なしに額面通りの賃金を受け取ることができる。事業主の一括負担割合は、賃金の30.99%で、内訳は、年金保険料15%、医療保険料13%、税金2%、傷病・出産手当金の相殺額0.84%、倒産手当の割当金0.15%となっている。なお、ミニジョブ従事者は、原則年金加入 (負担割合は3.9%) であるが、希望に応じて免除も可能である。

■6) 総報酬額から所得税、教会税、連帯付加税、社会保険料等を差し引いた額。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

(労働施策) ドイツ

スウェーデン

英国

E
U

〔欧州地域にみる厚生労働施策の概要と最近の動向（ドイツ）〕

(D) 根拠法令

「社会法典第3編（SGB III）」 § 44である。

(H) 管理運営主体

連邦雇用庁（BA）が管理運営する。

(二) 財源

社会保険料（労使折半）が財源である。

(ホ) 制度の対象者

失業者、失業の恐れのある者、又は職業教育訓練ポストを探している者。

(ハ) 失業者に対する支援

所轄の公共職業安定所の担当者との相談の結果、支援が必要だと判断された場合に、職業相談に加え、交通費を含めた仕事への応募や就業に必要な諸費用、職業訓練入学費用等が失業者個人の需要や様態に応じて支給される。

(ト) 給付実績等

2013年の助成者（Forderungen aus dem Vermittlungsbudget）総数は、1,653,663人であった。そのうち、「失業給付Ⅰ」の受給者は576,105人、「失業給付Ⅱ」の受給者は1,077,558人であった。

ホ 起業助成金（Gründungszuschuss: GZ）

(イ) 制度の概要

失業者が起業活動に着手し、それにより失業状態を終了させる場合に、起業開始直後の数カ月間の生活費及び社会保険料をカバーするための助成金である。

2段階に分けて支給される。最初の6カ月間は、生活保障のために最後に受給した「失業給付Ⅰ」相当額に社会保険料の月額300ユーロを足した額となる。第2段階では、集中的に起業活動を行っていること及び当該起業活動を本業として行っていることが説明されるならば、さ

らに9カ月間、社会保険料の月額300ユーロが支給される。

なお、受給期間終了後24か月間は、再度受給することができない。

(D) 根拠法令

「社会法典第3編（SGB III）」 § 93である。

(H) 管理運営主体

連邦雇用庁（BA）が管理運営する。

(二) 財源

社会保険料（労使折半）が財源である。

(ホ) 制度の対象者

失業状態を終了させるために起業する者が対象である。起業活動に着手する際に、少なくとも150日間の「失業給付Ⅰ」受給期間を残している必要がある。起業者は起業活動を行うために必要な知識と技能を有することを説明する必要がある。また、起業者は公共職業安定所（AA）に対して、専門機関⁷⁾による起業能力についての肯定的見解を提示しなければならない。

(ハ) 給付実績等

2013年の月当たりの受給者数は、26,659人であった。

ヘ 移行期給付（Transferleistungen）

(イ) 移行期措置（Transfermaßnahmen）への参加助成

a 制度の概要

事業主による企業経営の変更⁸⁾又は職業教育訓練終了により失業の恐れのある被用者が移行期措置へ参加する際に、当該事業主は公共職業安定所（AA）に申請することにより助成金を受け取ることができる。

移行期措置は、被用者に対する解雇通知後、退職までの期間に行われる、被用者の労働市場への統合を目的とするあらゆる措置⁹⁾を指す。事業主が移行期措置

■7) 産業会議所、商工会議所、手工業会議所、職能身分団体、業界団体、及び金融機関を指す。
 ■8) 企業経営の変更（Betriebsänderungen）には、企業閉鎖、他の企業との吸収合併、全く新しい労働方法・製造行程の導入といった「事業所組織法（BetrVG）」 § 111に規定するものを含む。
 ■9) 失業に対処するための心理的カウンセリング、短期間の職業訓練、職業訓練の必要性の決定、労働市場の機会、求職活動や応募書類の準備へのアドバイス、職業訓練を行う事業所を探すための支援、起業のためのカウンセリング、インターンシップ等。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
（労働施策）

スウェーデン

英国

EU

の導入を決定するにあたっては、公共職業安定所 (AA) が助言を行う。

b 根拠法令

「社会法典第3編 (SGB III)」 § 110である。

c 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

d 財源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

e 制度の対象者

企業経営の変更等により失業の恐れのある被用者を、移行期措置へ参加させる事業主が対象となる。当該事業主は公共職業安定所 (AA) に申請することにより助成金を受け取ることができる。

f 受給要件

移行期措置が、認定局 (Zertifizierungsstelle)¹⁰の許可を得た第三者によって実施され、次の要件を満たすこと。

- ① 移行期措置の目的が被用者の労働市場への統合に寄与するものであること。
- ② 移行期措置が品質保障基準 (System zur Sicherung der Qualität)¹¹を採用すること。
- ③ 計画終了時までの移行期措置の実施が確実であること。
- ④ 事業主が、措置費用の50%を負担すること。

g 給付内容

公共職業安定所 (AA) は、移行期措置の費用の50%を助成する。最高額は助成を受ける被用者1人につき

2,500ユーロとなる。

(D) 移行期操業短縮労働者助成金

(Transferkurzarbeitergeld: Transfer-Kug)¹²

a 制度の概要

企業経営の変更等に伴い、労働時間短縮による賃金削減を余儀なくされる被用者の解雇を防止し、企業経営変更時の被用者への職業紹介を改善することを目的とし、事業主は「移行期操業短縮労働者助成金 (Transfer-Kug)」の請求権を有する。

事業主は、「移行期操業短縮労働者助成金 (Transfer-Kug)」を受給している間に、対象の被用者に対して他の就労機会を提供し、職業能力が不足している場合は、適正な職業訓練を受講させ、労働市場への統合の機会を提供しなければならない。

b 根拠法令

「社会法典第3編 (SGB III)」 § 111である。

c 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

d 財源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

e 制度の対象者

企業経営の変更等に起因して労働時間短縮による賃金削減を余儀なくされる被用者に対して独立企業体 (betriebsorganisatorisch eigenständigen Einheit: beE)¹³において社会保険加入義務のある就労を継続させる事業主が対象である。

f 受給要件

① 「事業所組織法 (BetrVG)」 § 111に規定する企業経

■ 10) 連邦雇用庁 (BA)、ドイツ認定機関 (Deutschen Akkreditierungsstelle)、専門機関が密接に協力し、最終的には認定局 (Zertifizierungsstelle) が認定する。2013年以降は毎年ドイツ認定機関 (Deutschen Akkreditierungsstelle) の審査を受ける。

■ 11) Qualitätskriterien für erfolgreiche Transfermaßnahmen (<http://www.arbeitsagentur.de/zentraler-Content/Veroeffentlichungen/Geldleistungen/Infobroschuere-Transferleistungen-12-2007.pdf>)

■ 12) 正式名称は「Kurzarbeitergeld zur Förderung der Eingliederung bei betrieblichen Restrukturierungen」。

■ 13) 独立企業体とは、使用者により創設された、企業内又は企業外での事業組織上独立したユニット (移行会社 Transfergesellschaft等) で、労働市場の需要に即して能力訓練を受ける、失業の見込みのある被用者組織をいう。独立企業体 (beE) は連邦雇用庁 (BA) から助成金を受けることができる。

営の変更¹⁴により労働力が調整され、被用者に失業のおそれがあること。

- ② 操業短縮による影響を受ける被用者を、企業の製造工程から分離して独立企業体（beE）において継続雇用させ、労働市場への統合成果が期待できること又は、被用者が職業教育訓練を受講していること。
- ③ 事業主による労働時間短縮の届出が公共職業安定所（AA）になされていること。
- ④ 品質保証基準（System zur Sicherung der Qualität）を採用すること。

g 給付内容

「操業短縮労働者助成金（KUG）」の額と同額（削減された分の従業員の手取り賃金額の60%、子供がいる場合は67%）となっている。支給期間は最長で12カ月間となっている。

h 給付実績等

2013年に対象となった被用者の総数は26,738人であり、前年比約4,700人減となっている。

ト 積極的職業統合措置（Maßnahmen zur Aktivierung und beruflichen Eingliederung）への参加助成措置

(イ) 制度の概要

職業訓練を希望する者、失業のおそれのある被用者及び失業中の者は、公共職業安定所（AA）又は公共職業安定所（AA）の委託を受けた実施機関による、職業統合を支援するための措置に参加することができる。特に、失業期間が長く、職業紹介に困難がある失業者に対しては要支援度を考慮した措置が行われる。

参加者は、事業主が実施する下記の措置の一部又は全部に参加する場合は、最長6週間まで、受講費用や受講に必要な旅費について助成を受けることができる。また、参加者が、第三者機関や民間職業紹介所において職業に必要とされる専門知識に関する情報交換を行う場合は、最長で8週間助成を受けることができる。

積極的職業統合措置には以下の項目がある。

- ① 職業教育訓練市場や就職先の紹介
- ② 職業紹介を行うに当たり、当該失業者にとって障害（Vermittlungshemmnissen）となるものの確定・削減・除去
- ③ 社会保険加入義務のある雇用の紹介
- ④ 起業活動への誘導
- ⑤ 就労の安定化

公共職業安定所（AA）は、措置の対象者に支援の条件を提示した上で、措置の目的と内容を決定し、積極的職業紹介クーポン（Aktivierungs- und Vermittlungsgutschein-AVGs）を発行することができる。このクーポンは、措置の対象者に対して民間の職業紹介機関を無料で利用することや、6週間の事業主による支援を受けることを可能とするもので、使用期間と使用地域に制限がある。

支援を提供する機関や事業主については措置の対象者が選択することができ、選択された機関や事業主は、措置の開始前に公共職業安定所（AA）にクーポンを提示する必要がある。

積極的職業紹介クーポン（AVGS）においては、労働時間又は職業訓練受講時間が少なくとも週15時間以上の、国内又はEU加盟国／欧州経済領域（EWR）¹⁵に属する国における社会保険加入義務のある職業紹介が紹介される。

社会保険加入義務のある職業紹介が成立した際の報酬は原則¹⁶として2,000ユーロであるが、長期失業者や障害者に対しては2,500ユーロとなっている。報酬請求は、雇用開始後6週間目に1,000ユーロ、その後6か月間雇用が継続された場合に1,000ユーロが支払われる。

(ロ) 根拠法令

「社会法典第3編（SGB III）」§45である。

(ハ) 管理運営主体

連邦雇用庁（BA）が管理運営する。

■ 14) 企業閉鎖、他の企業との吸収合併、全く新しい労働方法・製造行程の導入など。
 ■ 15) 欧州経済領域（EWR）は、EU加盟国、アイスランド、ノルウェー及びリヒテンシュタインを含む。
 ■ 16) 措置の種類と規模、費用対効果により決定される。一括支給も可能であり、その場合は「社会法典第3編（SGB III）」§83の継続教育費用が適用される。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
（労働施策）

スウェーデン

英国

EU

(二) 財源

社会保険料（労使折半）が財源である。

(ホ) 制度の対象者

公共職業安定所（AA）から職業紹介を受けている失業者及び失業のおそれのある者、職業教育訓練ポストを探している者並びに「失業給付 I」の受給者。

(ハ) 給付実績等

2013年における、積極的職業統合措置への参加者総数 1,184,903人、そのうち積極的職業紹介クーポンによる社会保険加入義務のある仕事への紹介数は42,760件であった。

チ 統合助成金（Eingliederungszuschuesse: EGZ）

(イ) 制度の概要

長期失業、障害、能力の不足や高齢等により職業紹介が困難である労働者を雇用する事業主に対して支給される。

統合助成金には法的請求権はなく、支給金額や期間は公共職業安定所（AA）若しくはジョブセンター（Job Center）により必要性に応じて個別に決定される。賃金及び事業主が負担する総合社会保険料の50%を上限に、支給期間は最長で12ヶ月であるが、障害者の場合は賃金の70%を上限として、最長24ヶ月にわたる支給が可能である。

また、特に職業紹介が困難である者について、以下のとおり特例が定められている。

- ① 障害の程度、種類により特に職業に就くことが困難である者については、賃金の70%を上限に最大60ヶ月支給される。加えて55歳以上の者については、最大96ヶ月支給される。
 - ② 50歳以上の者については、2019年12月31日までに措置を開始した場合に限り、最長36ヶ月まで支給される。
- 支給開始から12ヶ月経過すると、1年につき10%ずつ

支給額が減額されるが、支給額が賃金の30%を下回ることはない。深刻な障害を持つ者を雇用した場合、減額の開始は支給が始まってから24ヶ月経過した後となる。

(ロ) 根拠法令

「社会法典第3編（SGB III）」§88～92である。

(ハ) 管理運営主体

連邦雇用庁（BA）が管理運営する。

(二) 財源

社会保険料（労使折半）が財源である。

(ホ) 制度の対象者

長期失業、障害、能力の不足や高齢であること等を理由に職業紹介が困難である者を雇用した事業主が対象である。

(ハ) 給付実績等

2013年における統合助成金の利用は145,569件であった。また、重度障害者の利用は9,460件であった。

(4) 若年者雇用対策

学校から職業生活への円滑な移行を支援するための制度である職業教育訓練のデュアルシステム（Dualen System der Berufsausbildung）が主要なものである。

イ デュアルシステム（Duales System）

職業訓練法（Berufsbildungsgesetz: BBiG）」に基づき、若年者に対する職業教育訓練を、事業所における実践的な職業訓練（週に3日から4日）と職業訓練校における理論教育（週に1日から2日）を並行して行うものである。

職種¹⁷及び訓練課程については、ドイツ連邦教育・研究大臣がこれを定め、各地の職能団体（手工業会議所、商工会議所等）が詳細を定めている。これに従い、企業が各職能団体から訓練機関としての認定を受けた上で訓

■ 17) 連邦政府の認定する職種は、現在約350職種。経済及び技術の変化に伴い定期的に更新される。

練生と訓練契約を締結する。訓練生に対しては、通常2年から3.5年間の訓練が実施される。訓練修了後は、所轄の職能団体（商工会議所、手工業会議所等）で試験を受け、合格した場合に職業資格を取得する¹⁸。職業訓練校での教育費用は州が負担する一方、訓練生は職業訓練を受けた企業に就職するわけではないが企業内での職業訓練費用は企業が負担する。連邦雇用庁は訓練生の仲介及び相談支援を行っている。ドイツ連邦政府は、2004年6月16日に、職業教育訓練生のためのポストを増大するために、ドイツ経営者団体連合会（BDA）などのドイツの主要経営者団体と「職業教育訓練協定（Ausbildungspakts）」を結び、3年間で、毎年3万人分の職業教育訓練の場を新たに創出することを決定し、その後2007年には同協定を3年間延長した。また、2010年10月26日には、「職業教育訓練協定（Ausbildungspakts）」を2014年までの4年間延長し、毎年6万人分の職業教育訓練ポストを新たに創出することで合意がなされた。

2013年10月1日から2014年9月30日までの間に新規に締結された職業教育訓練の契約件数は473,400件で、前年比-9,100件となっている。

(5) 高齢者雇用対策

かつては若年失業者や長期失業者の雇用機会の拡大のため、高齢労働者の早期引退を推進していた。しかし、2007年に老齢年金の標準支給開始年齢の65歳から67歳への段階的な引上げ等が決定された（社会保障「2（1）年金制度」参照）ことや、高齢者の就業促進を掲げるEU雇用戦略等により、近年は高齢者の就業を促進する方向に政策転換している。

(6) 失業保険制度等

失業等の場合における生活保障制度の大枠としては、社会保険料を財源とする「失業給付Ⅰ」（「社会法典第3編（SGB III）：就労促進」）及び税を財源とする「失業給付Ⅱ」（「社会法典第2編（SGB II）：求職者に対する基礎保障」）とがある。

イ 失業給付Ⅰ（Arbeitslosengeld I: Alg I）

(イ) 制度の概要

社会保険料を財源とする給付であり、失業給付の受給者に対しては、現金給付が支給される失業給付に加え、職業紹介、職業相談、起業支援策などの支援が実施される。

表 3-2-3 失業給付Ⅰ（Arbeitslosengeld I: Alg I）

名称		失業給付Ⅰ（Arbeitslosengeld I: Alg I）
根拠法		社会法典第3編（SGB III）
運営主体		連邦雇用庁（BA）。ただし給付業務は公共職業安定所（AA）。
被保険者資格		労働報酬を得て働く被用者及び職業訓練受給中の者は強制加入（非正規雇用者（ミニジョブ従事者）は適用除外、65歳以上は適用免除。）。
受給要件	被保険者期間等	失業給付の権利取得期間（Anwartschaftszeit）を満たしていること（通常離職前2年間に於いて通常12か月以上保険料を納付していること）。 ※2014年末までの時限緩和措置有（詳細は（ロ）参照）
	離職理由	自発、非自発を問わない。
	その他	失業していること及び公共職業安定所（AA）に失業登録していること。
給付期間、水準		離職前5年間に於ける被保険者期間と申請時の満年齢に応じて、6か月間から24か月間の給付を受けることが可能（詳細は表3-2-4参照）。 給付額は離職前に社会保険加入義務のある総労働報酬から算定される準報酬額（Nettoentgelt）に応じ、子供がいる場合は純報酬額の67%、それ以外の場合は60%。
財源	保険料	原則3.0%（労使折半）。
	公費負担	不足分は政府負担
実績	受給者数	915,073人（2013年）（前年比約66,200人増）
	支給総額	約154億1,000万ユーロ（2013年）
	基金残高等	—

■ 18) 教育訓練修了後、事業主にその訓練生を採用すべき義務はなく、また訓練生も教育訓練を実施した事業主に雇用される義務はない。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
（労働施策）

スウェーデン

英国

EU

表 3-2-4 失業給付 I (Alg I) 給付期間 (2008年1月1日以降)

年齢	被保険者期間 (離職前5年間の月数)						
	12か月以上	16か月以上	20か月以上	24か月以上	30か月以上	36か月以上	48か月以上
50歳未満	6か月	8か月	10か月	12か月	15か月	18か月	24か月
50歳以上55歳未満							
55歳以上58歳未満							
58歳以上							

(ロ) 受給要件の緩和 (時限措置)

2015年12月31日までの間は、以下の要件を満たす場合には、年齢に関わらず、権利取得期間の要件が6か月に緩和される。

- ① 離職前の社会保険加入義務期間が10週間を超えないこと。
- ② 離職前1年間の収入について、旧西独地域においては平均月収2,765ユーロ (又は年収33,180ユーロ)、旧東独地域においては平均月収2,345ユーロ (又は年収28,140ユーロ) (2015年1月1日時点) を超えないことを、公共職業安定所 (AA) に証明すること。

これらの権利取得期間を満たす場合給付期間については、年齢に関係なく離職前2年間の保険料納付期間に応じて下記の表のとおりとなっている。

表 3-2-5 2015年12月31日までの暫定措置

離職前2年間の保険料納付期間	給付期間
6か月	3か月
8か月	4か月
10か月	5か月

(ハ) 失業給付の停止 (Sperrzeit)

失業者が、以下のような行為に該当した場合には「失業給付 I」の給付が原則として最長12週間停止される。

- ① 自ら積極的に求職活動を行わない。
- ② 公共職業安定所 (AA) の職業紹介に応じない。
- ③ 統合措置 (例えば、職業継続教育措置) への参加を拒否する。

□ 失業給付 II (Arbeitslosengeld II : Alg II)

(イ) 制度の概要

自身の資金をわずかしか、あるいは全く持たない者であって就労が可能な者 (「就労可能な要扶助者 (erwerbsfähige hilfebedürftige Personen: eHb)」) に対して、生計を維持するために不可欠な最低生活水準を保障するために必要な給付を行う制度である。2005年1月1日から施行された「ハルツ第IV法 (Hartz IV)」により、「社会扶助 (Sozialhilfe)」¹⁹の受給者から就労可能な層を抜き出して「失業扶助 (Arbeitslosenhilfe)」²⁰と統合し、「社会法典第2編 (SGB II)」において就労可能な要扶助者 (eHb) を対象として新たに制定した求職者のための基礎保障である。

この新法典により失業者本人 (就労可能な要扶助者 (eHb)) には「失業給付 II」が支給される。就労可能な要扶助者 (eHb) が、就労可能でない要扶助者と「需要共同体 (Bedarfsgemeinschaft: BG)」において生活している場合には、就労可能でない要扶助者に対し、「社会手当 (Sozialgeld: SG)」²¹が支給される。給付のレベルは社会扶助と同一基準に設定されている。

就労可能な要扶助者 (eHb) である本人と需要共同体 (BG) において生活する者とは以下の者をいう。

- ① 就労可能な要扶助者 (eHb) のパートナー (以下のような場合も含む)
 - ・ 一時的に離れて生活している配偶者
 - ・ 一時的に離れて生活している生活パートナー
 - ・ 就労可能な要扶助者 (eHb) と共通世帯で暮らし、

■ 19) 「社会扶助 (Sozialhilfe)」は、日本の生活保護に相当する困窮者保護制度 (社会保障「4公的扶助制度」参照)。
 ■ 20) 「失業扶助 (Arbeitslosenhilfe)」は、失業保険と生活保護の間に位置する制度で、1918年に法制化され2004年まで継続した。主に失業保険の給付期間が満了した者を対象とし、離職前の賃金に対応する給付を無期限に行うものであったため、失業の長期化とともに財政負担が増大した。
 ■ 21) 「社会手当 (Sozialgeld)」には、「失業給付 II」における基準給付 (RL)、追加需要、住居と暖房に関する給付が含まれる。なお、就労可能でない要扶助者が、単身の場合には、「社会扶助 (Sozialhilfe)」の対象となる。

互いの意思を合理的に評価し、相互に責任を負い保証しあう者（責任共同体・保証共同体におけるパートナー）²²。

- ② 18歳未満の就労可能な未婚の子供の父・母・（父又は母の）パートナー
- ③ 要扶助者（eHb）、①又は②のいずれかに該当する18歳未満の未婚の子で、自らの収入、資産では生活できない者。

(ロ) 根拠法令

「社会法典第2編（SGB II）」である。

(ハ) 管理運営主体

「ジョブ・センター（Job Center）」が管理運営する。

(ニ) 財源

ドイツ連邦政府の一般財源（税金）及び地方自治体の一般財源（税金）である。

(ホ) 制度の対象者

15歳以上65歳未満²³の就労可能な要扶助者（eHb）²⁴及び需要共同体（BG）において生活する者で日常的にドイツに居住する者²⁵である。

就労可能（erwerbsfähige）とは、1日当たり3時間以上就労可能であることである。要扶助（hilfebedürftige）であるとは、本人及び本人と需要共同体（BG）において生活する者とが生活するために必要となる額を本人の能力と資金では十分に満たすことができないことを意味する。

(ハ) 受給要件

就労可能であること及び要扶助性が存在することが必要である。

なお、失業状態は要件ではなく、要扶助である自営業者や、ミニジョブ従事者も支給対象となる。

要扶助性を判断するに当たっては、原則として、財政的支援を受けようとする前に、まず自身の保有する資金を生活費に充当しなければならない。したがって、就労可能な要扶助者（eHb）に所得や資産がある場合、その所得や資産から生活費に算入することにより、要扶助性が一時的に、部分的又は完全に認められない場合がある。

なお、失業給付Ⅱ受給者の早期就職への第一歩として、就労する習慣を身につけさせることを目的とした1ユーロジョブ（Arbeitsgelegenheiten Mehraufwandsentschädigung）が頻繁に利用されている。失業給付Ⅱ受給者は、福祉団体、地方自治体等が提供する公共的な仕事に従事し、失業給付Ⅱに加え一時間当たり1～2ユーロの賃金を得ることができる。

(ト) 給付内容

離職前の賃金に関わりなく、生活に最低限必要な金額を保障するものである。なお、給付期間の制限はない。就労可能な要扶助者（eHb）は、以下の①～⑤を受給することができる。

① 基準給付額（Regelbedarf）

継続的・一時的需要を総括的に満たすものとして、基準給付額（Regelbedarf: RL）がある。

■ 22) 互いに関して責任を負い、保証しあうお互いの意思は、例えば、パートナーが1年以上一緒に暮らしている、共通の子供と暮らしている、子供や構成員を世帯内で扶養している、若しくは他者の所得や資産を自由に使う権限を与えられている場合に存在すると推定される。
 ■ 23) 上限年齢は、老齢年金の受給開始年齢に対応しており、老齢年金の支給開始年齢の引き上げに伴い、2012年から2029年までに段階的に65歳から67歳へ引き上げられる。
 ■ 24) 老齢年金受給者、施設入居者、職業教育訓練の受講生、学生は給付の適用対象とはならない。
 ■ 25) 外国人の場合は、ドイツにおいて就労を目的とする滞在許可を有しているか又は滞在許可の取得が可能な場合に給付を受けることができる。ただし滞在期間のうち最初の3ヶ月間は、原則受給不可。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
(労働施策)

スウェーデン

英国

E
U

表3-2-6 基準給付 (Regelbedarf: RL) 総括表 (2015年1月1日以降)

成人 (18歳以上)			未成年 (18歳未満)		
本人		本人と需要共同体 (BG) において生活する者			
段階1	段階2	段階3	段階4	段階5	段階6
単身者/ひとり親/未成年のパートナーがいる者	双方とも成人のカップル(成人1人につき)	25歳未満で、需要共同体(BG)において生活する者	14~17歳	6~13歳	0~5歳
399 ユーロ/月	360 ユーロ/月	320 ユーロ/月	302 ユーロ/月	267 ユーロ/月	234 ユーロ/月

資料出所：「社会法典第2編 (SGB II)」 § 20 及び § 23²⁶

② 追加需要 (Mehrbedarfe)

妊婦、未成年のひとり親、障害者、健康上の理由から高額のコストがかかる食事を必要とするなど、基準給付 (Regelbedarf: RL) では生活が維持できない者に関する一定の追加的需要 (Mehrbedarfe) に対して、担当機関は「失業給付 II (Alg II)」あるいは「社会手当 (SG)」に加えて補足的な支給を行うことができる²⁷。

③ 住居と暖房のための給付 (Leistungen für Unterkunft und Heizung)

住居費²⁸と暖房費は、その額が適切である限り、実費負担額が、地方自治体によって就労可能な要扶助者 (eHb) に対して支払われる。連邦政府は給付費用の一部を負担する。

④ 万が一の場合の特別な給付 (Abweichende Erbringung von Leistungen)

生計を脅かすような特別な需要²⁹が発生する可能性がある場合は、現物給付 (原価) や貸付金としての金銭給付を受け取ることができる。

⑤ 教育パッケージ (Bildungspaket)

扶助が必要な家庭の子供に対して、教育と社会参加を推進するための現物給付 (学用品、学校遠足、個別の学習支援、学校での昼食、音楽やスポーツクラブ等への参加) を行っている。

(フ) 制裁

a 「失業給付 II (Alg II)」の受給者に対する制裁

正当な理由なく、合理的な就労のあっせん等を受け入れることを拒否するなどの義務違反を行った場合には、初回の義務違反で基準給付が30%減額される。さらに2度目の義務違反があった場合には基準給付が60%減額され、1年間に3回の義務違反を重ねると、「失業給付 II (Alg II)」の請求権を喪失する。比較的軽い違反 (相談期日にジョブセンターに来ない場合等) は10%減額となる。

b 制裁の期間

違反について一律3か月間の制裁措置がとられる。25歳未満の場合は6週間に短縮される。

(リ) 給付実績等

2013年における「失業給付 II (Alg II)」の受給者数は4,423,731人 (前年比約19,000人減)、「社会手当 (SG)」の受給者数は1,702,591人 (前年比約2,800人増) であった。また、支出総額 (「社会手当 (SG)」及び医療介護保険を含む。宿泊、暖房費除く) は195億7千万ユーロ、宿泊、暖房費は46億9,000万ユーロであった。

■ 26) 基準給付 (Regelbedarf: RL) に関する総括表については、Sozialleistungen info. Leistungen des Arbeitslosengeld II Personenkreis のホームページ参照。 (<http://www.sozialleistungen.info/con/hartz-iv-4-alg-ii-2/alg-ii-leistungen.html>)

■ 27) 詳細は以下を参照。
(<http://www.bmas.de/DE/Themen/Arbeitsmarkt/Grundsicherung/Leistungen-SGB-II/leistungen-sgb-2-geldleistung.html>)
<http://www.bmas.de/DE/Themen/Arbeitsmarkt/Grundsicherung/Leistungen-zur-Sicherung-des-Lebensunterhalts/2-teaser-artikelseite-arbeitslosengeld-2-sozialgeld.html#doc162312bodyText3> (27の右欄のアドレスに含まれています)

■ 28) 住居費とは別に「住宅手当 (Whongeld)」 (社会保障「4 (2) 生活扶助」参照) があるが、「失業給付 II」、「社会手当 (SG)」の受給者は、申請する権利を有しない。

■ 29) 特別な需要には、損失、損傷、物品の窃盗、あるいは急を要する整備作業などが想定されている。

ハ パートタイム就労失業給付 (Teilarbeitslosengeld)

(イ) 制度の概要

社会保険加入義務のある雇用に複数従事している者がそのうちの1つ以上の職を失った場合に、所得保障のための給付として支給されるものである。

(ロ) 根拠法令

「社会法典第3編 (SGB III)」 § 162である。

(ハ) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

(ニ) 財源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

(ホ) 制度の対象者

失業する前の直近2年以内に、少なくとも12カ月間以上、2つの社会保険加入義務のある雇用に従事したことがあり、これらの雇用のうち1つ以上の職を失ったものの、引き続き従事している職のある者が対象であり、社会保険加入義務のある職を求めている者。

(ハ) 受給要件

上記 (ホ) に記載の要件を満たすことである。

(ト) 給付内容

a 給付額

離職前に社会保険加入義務のある総労働報酬から算定される準報酬額 (Nettoentgelt) に応じ、子供がいる場合は純報酬額の67%、それ以外の場合は60%である。

b 給付期間

保険加入期間にかかわらず一律で180日間となっている。

(7) 職業能力開発対策

基本法となる「職業訓練法 (Berufsbildungsgesetz: BBiG)」により職業教育訓練 (Berufsausbildung)、職業向上訓練 (berufliche Fortbildung)³⁰ 及び職業転換訓練 (berufliche Umschulung)³¹ について規定されている³²。手工業マイスターの資格取得のための職業訓練については、別途「手工業規則法 (Handwerksordnung: HwO)」により規定されている。

また、職業訓練の受講者に対する連邦雇用庁 (BA) による助成制度³³ については、就労促進のための基本法となる「社会法典第3編 (SGB III)」により規定されている。

イ 職業教育訓練 (Berufsausbildung)

若年者を対象に企業における職場実習と職業学校における理論教育を並行して行う、一定の職業資格の取得を目的とした初期訓練である。主な職業教育訓練にデュアルシステム (2 (4) イ参照) と全日制職業学校訓練³⁴ がある。

ロ 手工業マイスター (Handwerksmeister)

手工業者が職業教育訓練生及び職人の過程を経て、マイスター試験に合格することにより取得できる最高資格となっている。「手工業規則法 (HwO)」により、手工業の種類、手工業マイスターの資格、手工業マイスター試験等について規定されている。手工業マイスター資格を取得した者は、①手工業の営業権、②職業教育訓練生を採用し教育する権利を得ることができる。2004年施行の手工業規則法の改正までは94職種が存在していたが、現在は41職種となっている。また、手工業事業所の所有

■ 30) 職業向上訓練 (berufliche Fortbildung) は、職業的知識及び職業能力向上の拡大・促進を可能とするもの。具体的な内容は、「職業訓練法 (BBiG)」 § 53~57に規定される。
 ■ 31) 職業転換訓練 (berufliche Umschulung) は、現在の職種では就労が困難なために、他の職種への転換を可能とするもの。「職業訓練法 (BBiG)」 § 58 ~ 63に具体的に規定される。
 ■ 32) 2005年の改正で、特に若年者がその社会的又は地域的な背景に関係なく、高度技能の職業訓練を受けることを確保することが盛り込まれた。
 ■ 33) 訓練受講費用、移動費用、国外滞在の場合の宿泊費用、育児費用に対する助成など。
 ■ 34) 大学よりも実務的な訓練が必要とされるものの、デュアルシステムの教育に組み込むのが難しい職業 (保健衛生・医療福祉関連など) には全日制の職業学校が対応している。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
(労働施策)

スウェーデン

英国

EU

者は自らマイスター資格を有していなければ事業所を創設及び継承できなかったが、同法改正によりマイスター資格を有する事業所責任者を雇い入れればよいこととされた。

また、マイスターを取得するための職業訓練として「向上訓練支援法 (Aufstiegsfortbildungsförderungsgesetz: AFGB) ³⁵⁾」によるものがある。

ドイツ連邦政府 (連邦教育・研究省 (BMBF)) 及び州政府からの資金拠出により、マイスターコース (手工業マイスター) や同等の職業継続訓練資格の取得、及び個人起業を促進することを目的としており、年齢制限は設けられていない。助成内容は、訓練受講費用、起業のための費用、生活費、育児費に対する助成及び貸付となっている。

ハ 在職者に対する職業訓練の促進 (「社会法典第3編 (SGB III)」に基づく助成制度)

職業資格の不足している者の職業継続訓練 (beruflicher Weiterbildung) に係る助成職業資格は有するが4年以上³⁶⁾その資格にふさわしい職に就いていない者及び職業資格取得に必要な最低2年間の職業訓練を修了していない者が職業訓練を受講する際に受講費用等が助成される。

雇用関係を維持しながら被用者に継続教育訓練を受講させる事業主は、以下の助成を受けることができる。

(イ) 操業短縮時における職業継続訓練 (Weiterbildung) の受講者への助成

操業短縮期間中に職業継続訓練を受講する従業員は、当該職業継続訓練の受講費用を、公共職業安定所 (AA) に申請することにより助成される。

助成の範囲は、職業資格を有していない従業員に対する全面的支援 (交通費、育児費を含む費用を100%負担) から、既に職業資格を有する従業員に対する部分的支援 (費用の25 ~ 80%の範囲で負担) を行うものまでとなっている。

(ロ) 中小企業における低資格労働者・中高年齢労働者のための職業継続訓練 (WeGebAU: Weiterbildung Geringqualifizierter und beschäftigter Älterer in Unternehmen)

職業資格を取得しようとする従業員数250人未満の中小企業の低資格労働者又は中高年齢労働者 (45歳以上。45歳未満の労働者については、2019年12月31日までの間) は、その受講料の一部又は全額について助成を受けることができる。

自らの雇用する者が訓練を受給する場合、使用者は一定の条件の下に、公共職業安定所 (AA) からの賃金助成を受けることができる。

二 職業教育訓練助成金 (Berufsausbildungsbeihilfe: BAB)

(イ) 制度の概要

職業教育を受給する者は、認定職業訓練職種³⁷⁾における企業内あるいは企業外職業訓練 (「高齢者保護法 (Altenpflegegesetz)」³⁸⁾に基づき行われる職業教育訓練を含む) を受講する際に、生活費、交通費やその他の費用の需要を満たすために必要な資金が他で用意できない場合、職業教育訓練助成金 (BAB) の法的請求権を有する。

(ロ) 根拠法令

「社会法典第3編 (SGB III)」 § 56 ~ 72である。

(ハ) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

(ニ) 財源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

(ホ) 制度の対象者

上記 (イ) に記載する職業教育訓練受講者が職業教育訓

■ 35) いわゆる「マイスター訓練支援法 (Meister-BAföG)」。

■ 36) 失業期間の他に、子育て、親族の介護により職に就かなかった期間も含まれる。

■ 37) 連邦政府 (連邦教育・研究大臣) が認定する職業訓練の職種。当該職種の職業訓練を修了した後に職業訓練資格を取得することができる。

■ 38) 「高齢者保護法 (Altenpflegegesetz)」は、中高年齢者に対する職業訓練規則を規定する連邦法。

練助成金（BAB）を受給する。

対象者には、「失業給付Ⅱ（Alg II）」の請求権を有する者を含む。

(A) 受給要件

両親と同一の世帯に居住していないことかつ、訓練機関が両親又は片親の住居から適切な時間³⁹内に到達できないこと。

(B) 給付内容

職業教育訓練を受講する者の適切な需要（生計費、交通費、子供の養育費・教育費、作業着代など）から算出される要求額から控除額及び受講者本人の所得を差し引いた額が給付額となる。配偶者、生活パートナー及び両親と同居している場合はそれらの者の所得が控除額を上回る場合において一定割合⁴⁰が要求額から差し引かれる。

【参考】「失業給付Ⅰ」又は「失業給付Ⅱ」との併給について

「失業給付Ⅰ」の受給者が、職業教育訓練助成金（BAB）を受給することとなった場合には、「失業給付Ⅰ」の支給は停止されるが、職業教育訓練助成金（BAB）の額が「失業給付Ⅰ」の給付額に満たない場合には職業教育訓練助成金（BAB）の給付給額に加えて差額分が支給される（「社会法典第2編（SGB II）」§70）。

「失業給付Ⅱ」の受給者が職業教育訓練助成金（BAB）を受給することとなった場合には、当該受給者は、「失業給付Ⅱ」のうち生計費の確保のための給付請求権を有しない（「社会法典第2編（SGB II）」§7-（5））。しかしながら、職業教育訓練助成金（BAB）ではカバーされない、相応の宿舍費及び光熱費のための給付については、受給することができる（「社会法典第2編（SGB II）」§22-（7））。

なお、職業教育訓練助成金（BAB）は、社会保険料が財源であるが、職業教育訓練助成金（BAB）でカバーされない費用に対する助成の支払は税財源（地方自治体）により行われる。

(F) 給付実績等

2013年の助成者数は、112,566人であり、前年比約14,800人減となっている。

ホ 職業教育訓練クーポン（Bildungsgutschein）

(i) 制度の概要

公共職業安定所（AA）が、職業継続教育が必要な失業者又は被用者に対して、職業継続教育促進措置（beruflichen Weiterbildungsförderungsmaßnahme）⁴¹へ参加する際の費用負担（受講費、教材費、交通費、居住地以外での宿舍費・食事代、子供の保育費）を保障するために支給するものであり、使用地域及び使用期間（3か月）が指定されている。

職業教育訓練クーポンを発行する場合には、公共職業安定所（AA）の専門相談員との個別相談において、必要となる訓練の内容が確定されることが要件となる。ただし、「失業給付Ⅰ」を受給中の者については、職業継続教育の費用のみが支払われ、その他の生活保障のための費用は「失業給付Ⅰ」を継続して受給する。

職業教育訓練クーポンには、特に訓練の目標及び重点事項、予定される最長の継続教育期間及び有効期間（通常は3か月）が記載されている。参加者は有効期間内に、職業教育訓練クーポンに適合した職業教育訓練を有すると認可された職業継続教育措置に参加するために、自分が選択した公共職業安定所（AA）に認可された担当機関において、職業教育訓練クーポンを現金化することができる。

失業者又は被用者が職業継続教育の助成の要件を満たし、措置への参加が成果をもたらすと期待される場合に

■ 39) 「社会法典第3編（SGB III）」§63により2時間とされる。ただし、職業訓練生が満18歳以上の者、結婚している者（又は結婚していたことがある者）、少なくとも1人の子供と同居している者、重大な社会的理由により両親と同居しない者である場合については、この要件は免除される。
 ■ 40) 両親の場合50%、兄弟の場合3%。
 ■ 41) 職業継続教育措置（beruflichen Weiterbildungsmaßnahme）とは、職業に付随する継続教育によって従業員の解雇を防ぐための措置。

国際機関による経済動向と今後の見通し及び雇用・失業等の

カナダ

米国

フランス

ドイツ
（労働施策）

スウェーデン

英国

EU

は、失業者又は被用者は基幹学校 (Hauptschule)⁴²や同等の学校の修了資格を後から取得するための助成を受けることができる。

なお、操業短縮時に被用者が職業継続教育を受ける際にも、一定の要件の下で職業教育訓練クーポンが支給される。

(D) 根拠法令

「社会法典第3編 (SGB III)」 § 81、82、183である。

(H) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

(二) 財源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

(ホ) 制度の対象者

以下のすべての要件を満たす者が対象となる。

- ① 失業時の職業統合を行うため、又は失業のおそれを回避するため、又は雇用契約を終了させないために、職業継続教育が必要であること。
- ② 職業継続教育措置へ参加する前に公共職業安定所 (AA) によって助言を受け、当該職業教育訓練クーポンによる助成を受けるための上記①の要件が存在することが証明されること。
- ③ 職業継続教育措置及び当該措置の実施者が、当該助成に関して公共職業安定所 (AA) によって専門機関 (fachkundige Stelle) としての認可を受けていること。

(A) 失業者に対する支援

職業継続教育措置に参加する際の費用の助成を受けることができる。

(ト) 企業に対する支援

特になし。

(フ) 給付実績等
公表データなし。

へ 初期職業資格付与 (Einstiegsqualifizierung: EQ)

(イ) 制度の概要

若年者が「職業教育訓練法 (BBiG)」 § 68 ~ 70に基づく認定職業教育訓練ポスト⁴³に就くための準備を行うことを目的として、企業での基礎的な実習を行う場合に、職業教育訓練ポストに就くことが困難である若年者等を受け入れる事業主に対して、訓練生1人当たりの平均的な社会保険料総額を含む月額216ユーロを上限とする賃金助成を訓練期間中 (6 ~ 12 ヶ月間) に行うものである。

(D) 根拠法令

「社会法典第2編 (SGB II)」 § 16 (1) 及び「社会法典第3編 (SGB III)」 § 54aである。

(H) 管理運営主体

連邦雇用庁 (BA) が管理運営する。

(二) 財源

社会保険料 (労使折半) が財源である。

(ホ) 制度の対象者

以下のいずれかの者に対して初期職業訓練を行う、民間及び公営企業の事業主が対象である。

- ① 公共職業安定所 (AA) に登録済みで職業紹介の見通しが困難な若年者 (15歳 ~ 24歳) で、
- ② 必要とされる職業教育訓練の資格を、まだ完全には有していない職業教育訓練受講者。
- ③ 社会的配慮の必要な職業教育訓練受講者 (障害者、移民等)。

(ハ) 給付実績等

2013年の月当たりの助成者数は、11,999人であった。うち、「失業給付 I」の受給者は、8,078人、「失業給付 II」の受給者は、3,921人であった。

■ 42) 中等教育機関で、卒業後に企業内職業訓練を受ける者が主として進む5年制の学校のこと。

■ 43) デュアル・システム (Duales System) において企業により提供される若年者の職業訓練ポスト。企業は、若年者と職業訓練契約を締結し、事業所において実践的な職業訓練と職業訓練校における理論教育を並行して行う。

(8) 外国人労働者対策

イ 外国人労働者受入制度の概要

EU加盟国以外⁴⁴からの外国人がドイツに滞在するに当たっては、「滞在法(AufenthG)」に基づき、「滞在資格(Aufenthaltsstittel)」が付与される必要がある。「滞在資格」には「滞在許可(Aufenthalterlaubnis)」（滞在期間の定めあり）及び「定住許可(Niederlassungserlaubnis)」（滞在期間の定めなし）があり、「滞在許可」は滞在する目的に応じて付与される。

外国人が就労を目的として滞在する場合は、「滞在法(AufenthG)」§18～§21に基づき「滞在許可」を取得することが求められる。「滞在許可」は、原則として、連邦雇用庁(BA)がその就労に同意した場合に、ドイツ連邦各州の外国人局(Ausländerbehörde: ドイツ連邦内務省(BMI)の下部機関)から付与される。連邦雇用庁(BA)は、この「滞在許可」の付与に係る同意に当たって、優先権審査(Vorrangprüfung)⁴⁵の結果等を考慮することとされている⁴⁶。

2012年8月1日に新たな在留・就労許可証「EUブルーカード⁴⁷」の導入により、EU域外からの高度技能外国人受入要件が緩和された。高度な技術を用いる労働で、EU域内で有効かつ1年以上の労働契約を締結しているEU域外国民が対象である。

ロ 根拠法令

外国人に対する就労が承認された「滞在資格」の付与に関する決定に関する根拠法令は、以下のとおりである。

- ① 「移民法(Zuwanderungsgesetz)」
- ② 「滞在法(Aufenthaltsgesetz: AufenthG)」
- ③ 「就労令(Beschäftigungsverordnung: BeschV)」
- ④ 「就労手続令(Beschäftigungsverfahrensverordnung: BeschVerfV)」

ハ 受入分野

(イ) 専門的・技術的分野

a 高度専門技術保有者⁴⁸

大学卒業資格に加えて税込年収47,600ユーロ以上で就労する者については「EUブルーカード」の取得が可能とされる。就労に当たって優先権審査、比較性審査は必要とされない。また、科学者、エンジニア、IT技術者、医師を含む特に人材が不足している職種については年収37,128ユーロ以上でEUブルーカードの取得が可能である⁴⁹。EUブルーカードの有効期間は最大4年であり、雇用契約期間が4年に満たない場合は契約期間に3ヶ月を加えた期間の滞在が認められる。雇用期間が33か月継続した後に「定住許可」の申請が可能である。ただし、一定以上のドイツ語能力を有する場合、定住許可申請までの期間は21か月に短縮される。

なお、特別な専門知識のある外国人(学者、卓越した地位にある教育者又は科学者)については、連邦雇用庁(BA)の同意は不要で、「定住許可」が発給される。

b 研究者

研究を目的とする「滞在許可」(滞在期間は少なくとも1年間)が付与される。なお、研究期間が短縮される場合は研究計画の実施期間相当の期間まで短縮される。

c 自営業者

「滞在許可」(最長3年間までの期限付きの滞在期間)が付与される。3年経過後には、「定住許可」が付与される。

(ロ) 熟練分野

連邦雇用庁(BA)は、熟練分野(職業資格を得るのに2年以上の専門的職業訓練(qualifizierte Berufsbildung)

■ 44) EU加盟国内であれば、労働者は自由に移動できることが原則である。
 ■ 45) 優先権審査(Vorrangprüfung)とは、具体的な求人応募者の中に、ドイツ人、EU加盟国市民、欧州経済領域の市民、スイス市民及び「ドイツにおいてあらゆる職種の就労が可能外国人」がいないことを確認するもの。
 ■ 46) 2011年6月に閣議決定された「高度専門技術・専門技能人材確保のための計画(Konzept zur Fachkräftesicherung)」に基づき、ドイツで特に人材が不足している医師及びエンジニア(機械・自動車製造及び電子工学)の不足に対処するために、EU域外国からドイツに来るこれらの資格を有する高度人材の受入要件が緩和され、優先権審査(Vorrangprüfung)を受けることなく、ドイツで就労することが許可される。これにより、受入要件は、労働条件(特に賃金)が、ドイツ国内の比較可能な同職種のドイツ人労働者と同一であることのみとなる。
 ■ 47) 2009年5月にEU理事会で採択された「高雇用のための、域外国出身者の入国、滞在条件を定める理事会指令(2009/50/EC)」を国内法化した。
 ■ 48) 税収、年収、雇用期間等の要件については2014年1月1日に改正。
 ■ 49) これらの職種での就労については、優先権審査は除外されるが比較性審査が必要である。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
(労働施策)

スウェーデン

英国

EU

を必要とするもの)の以下の就労へ同意することができる。

a 語学教師及び外国料理人

母国語の語学授業を学校で行う教師には5年までの滞在許可、外国料理レストランでフルタイム就労する専門の料理人には4年間の「滞在許可」が付与される。

b 大学卒業資格を有する外国人

大学卒業資格及び国内で国の認可を受けた職業訓練修了を有する外国人にはその資格に見合った就労を目的とする「滞在許可」が付与される。また、大学卒業資格若しくは5年以上の専門的な実務経験を持ち、独立して生計を維持できる外国人は、ドイツ企業と雇用契約のない状態であっても求職のため6ヶ月間の滞在許可を得ることができる。

c 非大学卒業の専門技術労働者

大学を卒業していない外国人であって一定の要件を満たす者⁵⁰については、その要件に応じて就労を目的とする「滞在許可」が付与される。

d 企業特有の特別知識を所有する幹部職員及び専門技術労働者

以下の者には就労を目的とする「滞在許可」が付与される。

① 所在地がドイツにある企業で企業特有の特別知識を所有する、幹部職員及び専門技術労働者。

② ドイツと外国の合併企業の幹部職員。

e 外国人留学生

年間合計120日間(全日就労)又は240日間(半日就労)まで認められている。

f 外国人大学卒業生 (Akademiker) 及び職業教育訓練修了生

ドイツの大学及び高等専門学校での学業を修了した外国人大学卒業生 (Akademiker) に対しては、その取得資格に見合う職に就くための求職活動を行うために、卒業後最長18ヶ月間の「滞在許可」の有効期間が延長される。また、職業訓練を修了し、専門資格を取得した外国人はその資格に見合う求職活動のために最大1年間の滞在許可が与えられる。

g 外国人職業訓練生

ドイツにおいて企業内職業教育訓練 (Ausbildung) 及び継続職業訓練 (Weiterbildung) を受ける外国人に対しては、「滞在許可」が付与される。また、訓練修了後に適切な職場を見つけるために12ヶ月の滞在許可延長が可能である。

(H) 非熟練分野

連邦雇用庁 (BA) は、非熟練分野 (職業資格を得るのに2年以上の専門的職業訓練 (qualifizierte Berufsausbildung) を必要としない) の以下の就労に同意することができる。

a 季節労働者 (Saisonbeschäftigungen)

1日平均6時間以上、1週間当たり最低30時間以上で、暦年中に合計6か月以内の季節労働を行う外国人労働者が対象となる。

b 興行師のアシスタント (Schaustellergehilfen)

暦年中に合計9か月以内、興行師のアシスタントとして就労する外国人労働者が対象となる。

c オペア (Au-pair-Beschäftigung)⁵¹

25歳未満のドイツ語の基礎知識を備えたオペア (Au-pair) が、ドイツ語を母国語として話すホストファミリーにおいて1年以内の期間で家事手伝い (主に子供の世話) の就労を行う場合。

■ 50) 受入対象となる業種及び必要とされる資格レベルはポジティブリストに定められている。
http://www.arbeitsagentur.de/web/wcm/idc/groups/public/documents/webdatei/mdaw/mta4/~edisp/l6019022dstbai447048.pdf?_ba_sid=L6019022DSTBAI447051

■ 51) 「オペア (Au-pair)」とは、主に語学取得を目的として、ホストファミリーに滞在し、子供の世話を中心とした家事手伝いを行う者をいう。

d 要介護者のいる世帯での家事労働者 (Haushaltshilfen) 要介護者 (pflegebedürftigen Personen) のいる世帯で、3年以内の期間で社会保険加入義務のあるフルタイム労働者として家事労働及び必要な介護支援を行う場合。

(二) 難民等

国際法上又は人道上の理由、あるいは政治的理由に基づいて発給された「滞在許可」の場合は就労が認められている。

二 職業資格の認定

2012年4月1日より施行された「職業資格の認定に関する法律 (Anerkennungsgesetz)⁵²⁾」により、移民がドイツ国外で取得した学位や職業資格について、ドイツ国内での認定手続の簡略化及び認定方法の規定が行われた。約500の職種が認定対象となり、その中には「職業訓練法 (BBiG)」に基づく国家公認訓練職種も含まれている。これらの職業では、訓練の内容、期間や職業経験について等価試験 (Gleichwertigkeitsprüfung) が行われる。また、従来ドイツの各州法により規定される資格 (教師、建築士等) についても連邦政府と同様に資格の認定に向けた関連州法化が求められる。

2013年5月には「欧州資格枠組み (EQF)⁵³⁾」と連結可能な「ドイツ資格枠組み (Deutsche Qualifikationsrahmen: DQR)」が導入された。これにより2013年の夏以降に取得された資格は段階的にDQRのレベルに分類され、資格証明書により証明された資格は欧州内で比較可能となる。

(9) 雇用における平等の確保

従来、「民法典 (BGB)」の一般条項 (良俗違反の法律行為の無効、債務給付の際の信義誠実の原則等) をよりどころとして差別事案に対する救済が図られるとともに、「事業所組織法 (BetrVG)」 § 74 (1) の規定により、ドイツの事業所における差別に関して、事業主と事業所委員会 (Betriebsräten)⁵⁴⁾ との交渉により解決が図られてきた。また、差別により解雇された場合には、「解雇保護法 (KSchG)」 § 1により社会的正当性がないとして無効とされる。

ドイツにおいては、EUの「一般雇用均等指令 (The Employment Equality Directive 2000/78/EC)」等⁵⁵⁾ に基づき、2006年8月に制定された「一般均等待遇法 (Allgemeines Gleichbehandlungsgesetz : AGG)」により、原則として雇用及び職業訓練等における人種又は民族的出身 (Rasse oder wegen der ethnischen Herkunft)、性、宗教又は信条、障害、年齢、性的アイデンティティを理由とする差別が禁止された。同法により、解雇を除く職場における差別については、連邦非差別局 (ADS) への相談等が可能となるとともに、差別を行った事業主に対する損害賠償義務が課せられることとなった。

■ 52) 正式名称は「Gesetz zur Verbesserung der Feststellung und Anerkennung im Ausland erworbener Berufsqualifikation」。
 ■ 53) ①教育、訓練、労働市場間のリンクを強化すること、②資格制度の一貫性を強化すること、③各国の国内資格システムを欧州間で比較しやすくすること、を目的とした資格枠組み。2002年11月に、欧州31カ国の職業教育訓練 (VET) 担当大臣と欧州委員会により、職業教育訓練における「コペンハーゲン宣言」が採択され、この宣言によりスタートした「コペンハーゲン・プロセス」の一環として開発された。
 ■ 54) すべての従業員を代表して従業員の利益のため、法律又は労働協約上の規定がない場合に限り、操業時間短縮や解雇などの重要事案について使用者と協議し共同決定する権利を有する委員会。従業員代表委員会ともいう。
 ■ 55) 「一般雇用均等指令 (The Employment Equality Directive 2000/78/EC)」、「人種あるいは民族に拠らない均等待遇の原則の設定に関する指令 (The Racial Equality Directive 2000/43/EC)」、「男女均等待遇指令 (The Implementing Equal Treatment Amendment Directive 2002/73/EC)」及び「男女均等待遇の実施に関する指令 (The Gender Directive 2004/113/EC)」。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
(労働施策)

スウェーデン

英国

EU

3 労働条件対策

(1) 賃金・労働時間の動向

イ 賃金

2013年のフルタイムの被用者⁵⁶ (vollzeitbeschäftigten Arbeitnehmer) の平均年収 (特別手当を含む総額) は、対前年比1.2%増の45,523ユーロとなり、消費者物価上昇率の1.5%を0.3ポイント下回った。

ドイツの特徴として、東西の賃金格差があり、約13,000ユーロの差がある。

ロ 労働時間

2013年のフルタイムの被用者の週当たりの平均労働時間 (Bezahlte Wochenarbeitszeit) は39.1時間と前年に比べ0.1時間減少した。

(2) 最低賃金制度

従来から最低賃金等の労働条件は、原則として、産業・地域別 (主に州単位) の事業主団体・労働組合間の団体交渉により締結される労働協約 (Tarifvertrag) によって規定されてきたところであるが⁵⁷、労働組合組織率が低下する等これまでの労使自治による賃金決定システム

では十分に機能が果たせなくなっている状況⁵⁸もあり全国一律の最低賃金を求める気運も高まり⁵⁹、2014年7月に労使自主性を強化するための法律 (一般的最低賃金法の制定、労働協約法の改正、労働者送り出し法の改正、最低労働条件法の廃止等を含む) が成立し、2015年1月1日から全国一律時給8.5ユーロの一般的法定最低賃金が適用されることとなった。

イ 一般的法定最低賃金

① 最低賃金額の改定

2017年以降2年毎に改定する。

最低賃金委員会⁶⁰の決定に基づき、連邦政府が法規命令により定める。

② 適用除外

- ・18歳未満の労働者であって、デュアルシステム修了資格等の職業資格を有しない者
- ・長期の失業を経て雇用された者
1年以上失業していた者で、雇用後最初の6ヶ月間⁶¹。
- ・職業訓練生
- ・企業実習生 (法令等によって受講が義務づけられて

表3-2-7 賃金及び消費者物価の動向

年	2010		2011		2012		2013	
	月額	年収	月額	年収	月額	年収	月額	年収
全国	3,227 (2.7)	42,515 (2.5)	3,311 (2.6)	43,929 (3.3)	3,391 (2.4)	44,991 (2.4)	3,449 (1.7)	45,523 (1.2)
旧西ドイツ地域及びベルリン	3,338 (2.8)	44,149 (2.6)	3,426 (2.6)	45,647 (3.4)	3,517 (2.7)	46,871 (2.7)	3,557 (1.7)	47,410 (1.1)
旧東ドイツ地域	2,547 (2.5)	32,533 (2.1)	2,609 (2.4)	33,427 (2.7)	2,639 (1.1)	33,840 (1.2)	2,691 (2.0)	34,344 (1.5)
消費者物価上昇率 (対前年比)	1.1		2.1		2.0		1.5	

資料出所：ドイツ連邦統計局 (DESTATIS)
注1：賃金額は製造業及びサービス業の平均であり、月収は、特別手当 (Sonderzahlungen) を除き、年収は特別手当を含む。
注2：() は対前年比。

■ 56) 職業訓練生 (Auszubildende) を除く。
■ 57) 「労働協約法 (Tarifvertragsgesetz: TVG)」 §5に基づく「一般的拘束力宣言 (Allgemeinverbindlicherklärung)」により、労働者の50%以上に適用される労働協約が存在する産業における未組織労働者への拡張適用が可能となっていた。また、労使自主性を強化するための法律により労働協約法が改正され、「全労働者の50%以上に適用されていること」及び「特別な公共の利益があること」の二要件が必要とされていたが、後者の要件のみに緩和された。
■ 58) ①中小企業や新規業種では組織率が低く、労働協約が低賃金化への歯止めとして有効に機能しているとは必ずしも言えないこと、②中小企業、新興企業等を中心として、労働協約を締結することを望まず、使用者団体を脱退する企業が増加したこと、③派遣労働者、移民労働者、ミニ・ジョブ労働者等労働協約の体制に組み込まれない労働者が増加したこと等が背景にある。
■ 59) 2013年9月のドイツ連邦議会選挙後のキリスト教民主・社会同盟 (CDU/CSU) と社会民主党 (SPD) の連立合意 (同年11月) で法定最低賃金の実施が合意された。
■ 60) 委員長 (1名)、委員 (6名)、オブザーバー (2名) を連邦政府が任命する。労使の最上級組織が5年おきに、各3名の委員、各1名のオブザーバーの提案を行い、1名の委員長の提案を共同で行う。
■ 61) 連邦政府は2016年6月1日までに、当該措置によって長期失業者の労働市場への再編入がどの程度支援されたかを評価し、その後も存続させるかについての報告書を取りまとめる。

いる⁶²企業実習（全ての期間）、職業訓練又は大学教育等の開始に際しオリエンテーションとして行われる企業実習（3ヶ月まで）又は職業訓練又は大学における職業教育に付随して行われる企業実習（3ヶ月まで）

- ・ 初期職業資格付与等の導入的な訓練への参加
- ・ 名誉職として働く者

③ 効力

最低賃金額を下回る合意はその点で無効である。最低賃金額以上の賃金を支払わない使用者には、50万ユーロ以下の過料が課される。

④ 検査機関

使用者の遵守状況の検査を連邦税関が実施（労働協約上の最低賃金も当該機関が所管）。このために1,600名の職員を増員。

⑤ 経過措置

- ・ 労働協約上の最低賃金（段階的に適用）
 - 2015年1月1日～2016年12月31日 当該業種の最低賃金を適用
 - 2017年1月1日～2017年12月31日 当該業種の最低賃金を適用（ただし、当該最低賃金額は時給8.5ユーロ以上とすることが義務づけられる）
 - 2018年1月1日以降 全面適用（当該業種の最低賃金額が一般的な最低賃金額を下回らない場合には当該業種の最低賃金額が適用）
- ・ 新聞配達員（段階的に適用）
 - 2015年1月1日～2016年12月31日 時給8.5ユーロの75%
 - 2016年1月1日～2016年12月31日 時給8.5ユーロの85%
 - 2017年1月1日～2017年12月31日 時給8.5ユーロ
 - 2018年1月1日以降 全面適用

- ・ 季節労働者（社会保険の負担軽減）
 - 2015年1月1日からの4年間、季節労働者に係る社会保険加入義務が生じない期間を50日から70日に延長する。

□ 労働協約上の最低賃金（産業別の最低賃金）

2009年4月24日に施行された労働者送り出し法（Arbeitnehmer-Entsendegesetz: AEntG）の改正により、労働協約の一般的拘束力が宣言された業種のうち、法定のものに関しては、ドイツ国外の事業主にも労働協約上の最低賃金等の労働条件が強制適用されてきた。また、労働者派遣法（Arbeitnehmerüberlassungsgesetz: AÜG）§3aの改正により、2012年1月1日より労働者派遣業も最低賃金設定業種となっていた。

一般的法定最低賃金が導入後も労働協約上の最低賃金は残存することとされ、労使自主性を強化するための法律により労働者送り出し法が改正され、特別な公共の利益があるとして労働協約が拡張適用されるときには、当該業種が法定されていなくとも最低賃金等の労働条件が強制適用することとされた。

2014年1月現在、以下の職種⁶³について労働者送り出し法、労働協約法及び労働者派遣法に基づき、労働協約上の最低賃金が発効している。

- ① 職業・継続教育訓練サービス
- ② 塗装手工業
- ③ 鉱山特殊業
- ④ 廃棄物産業
- ⑤ 足場建造手工業
- ⑥ 屋根葺き手工業
- ⑦ 建物清掃業
- ⑧ 電気手工業
- ⑨ 介護分野
- ⑩ 石工・石造彫刻手工業
- ⑪ クリーニング・サービス
- ⑫ 食肉産業
- ⑬ 理美容手工業

■ 62) 連邦教育促進法に基づき、大学教育前又は大学教育中の学生に、企業実習の受講が義務づけられている。
 ■ 63) 労働者送り出し法、労働協約法及び労働者派遣法に基づき、労働協約上の最低賃金が発効している業種については、連邦労働・社会省のホームページ参照（2015年1月現在）。
https://www.bmas.de/SharedDocs/Downloads/DE/pr-mindestloehne-aentg-uebersicht.pdf?__blob=publicationFile

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
(労働施策)

スウェーデン

英国

EU

- ⑭ 農業・林業・造園
- ⑮ 繊維・衣服産業
- ⑯ 派遣業
- ⑰ 煙突清掃手工業

(3) 労働時間制度

イ 法定労働時間の原則

1日の労働時間は原則として8時間を超えてはならない。

ロ 時間外労働

労働協約によって定められた場合に1年間に60日を限度として1日の労働時間を10時間まで延長することができる。その他、非常時や監督官庁の許可を受けた場合（建設業など）にも認められる。割増賃金について、法令上の規定はないが、労働協約により所定労働時間を定め、これを超過して労働した場合の賃金の割増制度を定めている。

ハ 弾力的労働時間制度

6か月又は24週以内の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合に限り⁶⁴、1日10時間まで労働時間を延長することができる。

ニ 休息・休日

(イ) 休息时间（Ruhezeit）

労働者は、1日の労働時間の終了後に連続した11時間以上の休息時間を取得しなければならない。

(ロ) 日曜・祝日の休息

労働者は、日曜日及び法定祝日は、0時から24時まで就業してはならない。ただし、平日に労働をすることが可能でない業種について⁶⁵、例外が認められている。

ホ 年次有給休暇

継続勤務期間が6か月以上の労働者は、1年につき24日以上の年次有給休暇を取得することができる

ヘ 病気休暇

労働者が、有給休暇期間中に病気になった場合、労働不能の医師による診断書のある日については、有給休暇に算定されない。この場合、「賃金継続支払法（Entgeltfortzahlungsgesetz：EntgFG）」により有給の病気休暇となる。すなわち、労働者が、その責めによることなく病気により就労できない場合は、事業主に対して、6週間までの就労できない期間中における賃金継続支払請求権を有する。

賃金継続支払の対象となる期間に関して、当該労働者に対して、基準となる通常の労働時間において支払われるべき賃金が、継続して支払われる。継続賃金支払請求権は、労働関係が中断することなく4週間継続した後に生じる。

ト 家族の介護のための休暇

2012年1月1日より「家族介護休暇法（Familienpflegezeitgesetz）」が施行され、労働者が大きな所得の損失を受けることなく仕事と介護を両立することが可能となった。

また、昨年12月に以下を内容とする家族、介護及び仕事を両立するための法律が成立し、2015年1月1日より施行された。

- ・ 緊急に介護を行うことが必要な場合に無給として付与されていた最長10日間の休職について、今後、当該労働者に対して賃金補填が行われる。すなわち、逸失した（手取賃金ではなく）税込賃金（所得税、社会保険料が賦課される前の賃金）の90%が介護支援金として介護保険から支払われる。
- ・ 介護を行うために無給として付与されていた最長6か月間の介護時間について、今後、当該労働者には無利子貸付けの請求権が付与される。
- ・ 介護を行うために最長2年間、労働時間を週15時間まで短縮した労働者に、使用者から上乗せ賃金（Gehaltvorschuss）として労働時間短縮に伴う賃金の減額分の半分が支給されていた家族介護時間について、今後、当該労働者には無利子貸付けの請求権が

■64) 深夜労働に従事する者は、1ヵ月以内又は4週以内の期間を平均して週日の労働時間が1日8時間を超えない場合に1日10時間まで労働時間を延長することができる。
 ■65) 救急、消防、病院、製パン店、為替業務等、16業種が定められている。

付与される。

チ 小売業における労働者の労働時間保護

労働者の労働時間保護を目的として、「閉店法(Gesetz über den Ladenschluß : LadSchIG)」により、小売業における営業時間は、月曜日から土曜日の6時から20時までまでに制限されており、日曜日・祝日は駅のキオスク等（営業時間は11時から13時まで）を除き営業が禁止されている。

なお、2007年1月以降、「閉店法（LadSchIG）」がドイツ連邦政府から各州政府へ権限移行され、大半の州において月曜日から土曜日に関しては24時間営業が認められている⁶⁶。

(4) 労災保険制度(gesetzlichen Unfallversicherung)

イ 概要

(イ) 制度

1884年に、当時のドイツ帝国の宰相ビスマルクによって創設された社会保険制度⁶⁷の一つであり、労働者の業務災害・通勤災害・職業病の他、農業従事者、保育所・幼稚園に預けられる子供、学生、介護労働者、ボランティア労働者、公共職業安定所の登録失業者などを対象として、幅広い活動中の事故等について補償される。

労災保険全体の2013年の被保険者数は一般6,091万人（前年比3.22%増）、生徒・学生等労働者以外の者1,716万人（前年比0.03%増）であった。

表3-2-8 労災保険制度

名称		労災保険制度（gesetzlichen Unfallversicherung）		
根拠法		社会法典第7編（SGB VII）		
運営主体		同業者組合（Berufsgenossenschaften: BG） ⁶⁸ ：民間企業の同一業種の事業主が業種別に組織（現在9組合 ⁶⁹ ）。	農業社会保険組合（Landwirtschaftliche Sozialversicherung : LSV） ⁷⁰ ：農業従事者が対象（8つの地域ごとの農業同業組合と連邦全域の造園同業組合）。	公的部門の労災保険金庫（Unfallkasse） ⁷¹ ：連邦政府、鉄道事業者、郵便・通信事業者、州政府、市町村及び消防団などの公的機関労働者等が対象。
被保険者資格		労働者及びリハビリテーションを行う者。	農業従事者（自営農業者、農業労働者、家族農業従事者）。	・連邦政府、州政府及び市町村で就労する者（公務員を除く） ・子供、生徒及び学生 ・職業教育訓練受講者 ・災害、緊急時の人命救助支援者 ・公共職業安定所（AA）に登録を行った失業者及び求職者、ミニジョブ就労者、等。
給付の種類・給付内容	医療給付	①救急治療、②医師による治療、③歯科治療（義歯を含む）、④投薬、応急手当に使用する物品（包帯等）の提供、⑤自宅看護、⑥入院による治療又はリハビリテーション施設での治療、⑦医療リハビリテーション、を状況に応じて際限なく提供。退院後も職場復帰・社会復帰のための支援として、①従前の職場への復帰又は新たな仕事探しのための支援、②職業訓練の受講費用の負担、③求職活動のための旅費、④自動車等の移動のための手段、⑤住居のバリアフリー化、⑥家事・育児の支援、を提供。		
	一時的な労働不能給付	①休業補償手当（Verletztengeld）：業務災害、通勤災害、職業病により就労不能となった場合は、最初の6週間は事業主によって継続賃金（Entgeltfortzahlung）が支払われる。その後も就労不能な場合は、休業補償手当（Verletztengeld）の対象となり、当該災害により就労不能となった日から回復するまでの治療期間中の所得保障として、賃金の80%が支給される。回復が見込まれない場合は、最長78週間で支給が打ち切られる。 ②移行期手当（Übergangsgeld）：職場復帰までの職業リハビリテーション期間に、賃金の68%～75%が支給される。		

■ 66) 各州はそれぞれ「閉店法」を定め、営業時間を州単位で決定することができる。州が「閉店法」を定めない場合は、ドイツ連邦政府の「閉店法」が有効となる。現在バイエルン州のみでドイツ連邦政府の「閉店法」が有効となっている。
 ■ 67) ドイツの社会保険制度には、失業保険、年金保険、医療保険、労災保険、介護保険がある。
 ■ 68) 同業者保険組合（BG）及び公的部門の労災保険金庫（Unfallkasse）を傘下に擁する労災保険組合連合として、全ドイツ労災保険組合（Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung: DGUV）が設置され、加盟する労災保険組合の共通の利益を代弁し、保険者及び被保険者双方の果たすべき役割を推進することを目的として、ドイツ国内を6つの地域に分けて業務を行っている。
 ■ 69) ①化学、②木材・金属加工、③エネルギー・テキスタイル・電機・通信機器、④食品・ケータリング、⑤建築、⑥貿易・流通、⑦管理業務、⑧運輸、⑨保健・福祉サービス、となっている。
 ■ 70) 農業社会保険組合（LSV）を傘下に擁する農業社会保険組合連合として、中央農業社会保険組合（Spitzenverband der landwirtschaftlichen Sozialversicherung : LSV-SpV）が設置されている。
 ■ 71) 代表的なものに、連邦労災金庫（Unfallkasse des Bundes）、鉄道労災金庫（Eisenbahn-Unfallkasse）、郵便・通信労災金庫（Unfallkasse Post und Telekom）がある。2015年1月1日にはこのうち連邦労災金庫（Unfallkasse des Bundes）、鉄道労災金庫（Eisenbahn-Unfallkasse）が合併すること、2016年1月1日には郵便・通信労災金庫（Unfallkasse Post und Telekom）が運輸同業者組合（Berufsgenossenschaft für Transport und Verkehrswirtschaft）と合併することが決定している。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
(労働施策)

スウェーデン

英国

EU

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
(労働施策)

スウェーデン

英国

EU

給付の種類・給付内容	永久的な労働不能給付	<p>①障害年金 (Versichertenrente) : 業務災害、通勤災害、職業病により、被災又は発症後、26週間経過した後に、稼得能力が20%以上減少している場合に対象となる。稼得能力の減少 (Minderung der Erwerbsfähigkeit: MdE) の程度及び年間賃金 (Jahresarbeitsverdienst: JAV) に応じて支給され、100%稼得能力が失われたとされた場合の金額 (年間賃金の3分の2) が満額とされる。例えば、稼得能力が30%減少した場合は、年間賃金の3分の2 (満額の障害年金) の30%が障害年金として支給される。ただし、稼得能力が50%を超えて減少した場合は、障害年金額は10%割増される。休業補償手当 (Verletztengeld) が支給停止となる日から支給が開始され、労働者の稼得能力の減少が継続する限り支給される。障害年金が支給される際には、他の法定年金との併給調整が行われる。</p> <p>②介護手当 (Pflegegeld) : 日常的に介護が必要となった場合に支給。</p>
	遺族	<p>遺族給付 (Hinterbliebenenleistungen) : 労働者が死亡した場合、遺族に対して支給。</p> <p>①死亡手当 (Sterbegeld) : 労働者が、業務災害、通勤災害、職業病により死亡した場合、遺族に対して労働者の死亡時の平均報酬額の7分の1が一時金として均等割で支給される。</p> <p>②遺体搬送料等 (Überführungskosten) : 労働者が、業務災害、通勤災害、職業病により居住地から離れた場所で死亡した場合、埋葬場所まで遺体を搬送した費用及び埋葬料を支給。</p> <p>③遺族年金 (Hinterbliebenenrenten) :</p> <p>a 寡婦・寡夫年金 (Witwen-und Witwerrente) : 労働者が、業務災害、通勤災害、職業病により死亡した場合に、寡婦・寡夫に対して、再婚するまでの最長2年間支給 (寡婦・寡夫に収入がある場合は、減額支給)。</p> <p>支給期間及び支給額は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働者が死亡した日の属する月から3カ月間以内に、労働者の生前の年間賃金の3分の2を支給。 労働者が死亡した日の属する月から3カ月が過ぎると、1年当たり労働者の生前の年間賃金の30%を、最長で労働者が死亡した日の属する月から24カ月目まで支給。 <p>遺族が以下の場合には、労働者が死亡した日の属する月から3カ月が過ぎると、1年当たり労働者の生前の年間賃金の40%を支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> 寡婦・寡夫の年齢が47歳以上の場合。 遺児年金の受給資格のある子供又は障害のある子供を養育する場合若しくは27才を満了しているため遺児年金受給資格のない子供を養育している場合。 寡婦・寡夫に、「社会法典第7編 (SGB VII) § 65に規定する障害がある場合。 <p>b 遺児年金 (Waisenrente) : 労働者が、業務災害、通勤災害、職業病により死亡した場合に、18歳未満 (学生・職業訓練生、障害者、連邦ボランティア法に定められた活動参加の場合は27歳未満) の遺児に対して、以下の年金を支給 (収入がある場合は減額支給)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 両親の一方が生存する遺児 (Halbwaisen) の場合は、労働者の生前の年間賃金の20%。 両親がいない遺児 (Vollwaisen) の場合は、労働者の生前の年間賃金の30%。 <p>④支援金 (Hilfe) : 労働者の死亡が、業務災害、通勤災害、職業病に起因しないために遺族年金の対象とならない場合は、寡婦・寡夫に対して、労働者の生前の年間賃金の40%が一時金として支給される。</p>
	その他	—
財源	保険料	事業主全額負担。料率は、各同業組合や労災保険組合の前年の支出の実績に従い1年ごとに決定。
	公費負担	—
実績	受給者数	—
	支給総額	91.4億ユーロ (2013年)
	基金残高等	—

(口) 件数

2013年の(暫定数値)労災保険全体の業務災害の届出件数は、874,514件で対前年比1.2%の減少となった。また、同年の労災保険全体の通勤災害の届出件数(暫定数値)は、185,667件で対前年比5.3%の増加となった。労働者1,000人当たりの労災発生件数は22.50件で、対前年比3.52の減少となった。

表 3-2-9 業務災害・通勤災害の届け出件数の動向

	2009	2010	2011	2012	2013
業務災害	886,122	954,459	919,025	885,009	874,514
通勤災害	178,590	223,973	188,452	176,356	185,667
合計	1,064,712	1,178,432	1,107,477	1,061,365	1,060,181

資料出所: 全ドイツ労災保険組合 (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung: DGUV)

□ 制度対象者の例外

自営業者は一般的に適用除外であるが、自営農業者、沿岸漁業の漁師、保健・福祉分野の自営業者（ホームヘルパー、介護労働者等）は、例外として適用される。また、適用除外である自営業者についても、ほとんどの場合は自らの業種を管轄する同業者保険組合において任意加入することが可能である。公務員は、労災保険の適用除外となっており、他制度が適用される。

ハ 補償対象（Versicherungsfalles）

活動の種類によって異なる。

(イ) 業務災害（Arbeitsunfall）

労働者が負う就労中や出張中に遭遇する事故。

(ロ) 通勤災害（Wegeunfall）

労働者が職場へ往復する直接的なルート上で遭遇する事故である。労働者が勤務時間中に子供の対応を行う場合等、迂回する必要がある場合に、迂回ルート上で遭遇した事故についても通勤災害と認められる。

(ハ) 職業病（Berufskrankheit）

労働者が職業上の活動を行うことによって、健康を損なうことが高いレベルで発生すると科学的知見で裏付けられた影響を、他の全住民に比べ、より強く被っている場合に発症する疾病をいう。職業病は、ドイツ連邦政府が連邦参議院の承認を得て制定するリスト（Berufskrankheiten-Verordnung）に掲載されている。

ニ 申告の義務

事業主は、業務災害、通勤災害、職業病により労働者が3日を超えて就労不能であった場合又は死亡した場合

は、当該災害の発生後3日以内に、同業者保険組合（BG）や疾病金庫に報告を行うことを義務付けられている。

(5) 解雇規制

「民法典（Bürgerliches Gesetzbuch: BGB）」により解約予告期間、法の一般原則による解雇無効の可能性を規定する他、社会的弱者に対する⁷²解雇無効の可能性が個別法により規定されている。また、労働者を社会的正当性のない解雇から保護するために、「解雇保護法（Kündigungsschutzgesetz: KSchG）」及び「事業所組織法（Betriebsverfassungsgesetz: BetrVG）」により解雇保護が規定されている。

イ 個人的理由による解雇（普通解雇）

(イ) 民法典（BGB）による規定

法の一般原則（公序及び信義誠実）に違反する解雇は無効とされる。労使のいずれも暦日の15日又は末日の4週間前までに告知することにより労働契約を終了させることが可能であるが、使用者が2年以上勤務する労働者を解雇する場合には、さらに勤続年数事に解雇予告期間が定められている（表3-2-10参照）。

(ロ) 解雇保護法（KSchG）及び事業所組織法（BetrVG）による規定

a 一般的解雇保護（Allgemeiner Kündigungsschutz）

(a) 適用範囲

「解雇保護法（KSchG）」第1章（一般的解雇保護）は、労働者10人以下（職業訓練生を除く）の事業所には適用されない。この10人の労働者数の算定に際し、週20時間以下の所定労働時間の短時間労働者は0.5、同20時間超30時間以下は0.75として算定する。

表3-2-10 勤続年数と解雇予告期間

勤続年数	2年以上	5年以上	8年以上	10年以上	12年以上	15年以上	20年以上
解雇予告期間	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月

注：労働者が満25歳になるまでの期間は勤続年数の算定に含めない。

■ 72) 妊婦及び母親（出産後4か月まで）「母性保護法（MuSchG）」§9、両親休暇の取得者「連邦両親手当・両親休暇法（BEEG）」§18、重度障害者「社会法典第9編（SGB IX）」§85、その他、兵役義務法、軍人法、職場保護法、介護時間法、家族介護時間法の規制がある。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
(労働施策)

スウェーデン

英国

EU

(b) 原則

同一の事業所内又は企業内において6か月以上労働関係が継続している労働者の労働関係の解約は、社会的正当性がない場合は無効となる。

労働者の個人若しくはその行為に原因がある場合又は当該事業所内で引き続き雇用することの妨げとなる緊急の経営上の必要性がある場合でない限り、当該労働関係の解約には社会的正当性がない。

(c) 事業所委員会⁷³の役割

事業所委員会は、いかなる解雇についても事前に協議を受けなければならない。事業主は当該事業所委員会に対して解雇を行う理由を伝えなければならない。事業所委員会への協議がなされない解雇については無効となる。

b 解雇の異議申出

(a) 事業所委員会への異議申出

労働者は、解雇に社会的正当性がないと判断した場合は、解雇予告から1週間以内に、事業所委員会に対して異議申出を行うことができる。事業所委員会は、当該異議申出に理由があると判断した場合、事業主との話し合いで解決するよう努力しなければならない。

事業所委員会は、当該労働者及び事業主に対して、要求に応じて、書面をもって当該異議申出に関する意見を伝えなければならない。

(b) 労働裁判所への訴え

労働者は、解雇に社会的正当性がないことを確定させたい場合は、書面による解雇予告を受理してから3週間以内に、労働裁判所に対して、当該解雇によっても労働関係が消滅しないことの確認の訴えを提起しなければならない。

(c) 労働裁判所の判決による労働関係の消滅

① 和解金による労働関係の消滅

労働裁判所が、当該解雇により労働関係が消滅していないことを確認した場合であっても、労働者に対して労働関係の継続を期待できない事情がある場合は、

労働裁判所は、労働者の申請により、労働関係を解消させ事業主に対して算定された和解金の支払を命じることができる。

② 和解金の額

12か月分の報酬以下の額とする。労働者が満50歳以上で、労働関係が15年以上継続している場合は、15か月分の報酬以下の額とし、労働者が満55歳以上で労働関係が20年以上継続している場合は18か月分の報酬以下の額とする。

報酬月額を、労働者が、労働関係が終了した月において所定労働時間に就労した場合の現金と現物収入とみなす。

□ 経済的理由による解雇（整理解雇）

(イ) 民法典（BGB）による規定

上記イ（イ）に記載。

(ロ) 解雇保護法（KSchG）及び事業所組織法（BetrVG）による規定

上記イ（ロ）の記載事項に加えて、整理解雇の場合は、以下の事項が「解雇保護法（KSchG）」に規定されている。

a 事業所委員会（Betriebsräten）の役割

私法上の事業所において、労働関係の解約が「事業所組織法（BetrVG）」§95の人選方針（Auswahlrichtlinien）に反した場合、又は当該労働者が同一事業所若しくは同一企業内の他の職に就くことができる場合であって、事業所委員会又は当該労働者の権限のある代理人が、事業主に対して、「事業所組織法（BetrVG）」§102（2）の期限内⁷⁴に書面をもって異議申出がなされた場合も、当該解雇は社会的正当性がない。

b 届出義務のある解雇（Anzeigepflichtige Entlassungen）

事業主は、30暦日以内に一定数以上の労働者の解雇を行う場合は、それ以前に地域の公共職業安定所（AA）に対して、再就職支援の準備時間を与えるため

■ 73) 事業所委員会については、2（9）を参照。

■ 74) 事業所委員会（Betriebsräten）が当該解雇に疑問を持つ場合は、事業主から1週間以内に書面をもって当該解雇の理由を送付されなければならない、と規定されている。

国際機関による経済動向と今後の見通し
カナダ
米国
フランス
（労働施策）ドイツ
スウェーデン
英国
EU

に解雇計画の届出を行うことが義務付けられる。具体的には、①労働者数が21人から59人の事業所において6人以上の解雇を行う場合、②労働者数が60人から250人の事業所において全労働者数の10%解雇を行う場合、③251人から499人の事業所において26人以上の解雇を行う場合、④500人以上の事業所において30人以上の解雇を行う場合となっている。

事業主は、上記の届出義務のある解雇を計画している場合は、事業所委員会に対して遅滞なく、書面により情報提供（①予定する解雇の理由、②解雇される労働者の数と職業分類、③常時雇用される労働者の数と職業分類、④解雇が行われる期間、⑤解雇される労働者の選択基準、⑥退職一時金がある場合の算定基準）を行うことが義務付けられる。

事業主と事業所委員会は、解雇を避け、又は限定し、結果を緩和できる可能性について協議することを義務付けられる。

地域の公共職業安定所（AA）は、30日間の再就職支援の準備時間が短く対応困難な場合は、当該届出を受理した後、最長2か月間の解雇の効力発効を停止することができる⁷⁵。

4 出産休暇及び育児休暇制度……………

(1) 出産休暇・母性手当

「母性保護法（Mutterschutzgesetz：MuSchG）」により、事業主は産前6週間及び産後8週間の保護期間（Schutzfrist）中、女性労働者を就労させてはならない旨が規定されている。

就労禁止期間中の女性労働者は、当該期間に対応する賃金については、平均賃金（算定対象期間は過去13週間又は過去3か月）相当額を事業主から支給される。

当該女性労働者が公的医療保険に被保険者本人として強制加入又は任意加入している（即ち傷病手当金の請求権を有する）場合は、当該就労禁止期間中、母性手当（Mutterschaftsgeld）として、1日につき平均賃金（就労禁止期間の開始前3か月間）相当額を受給することができる。

1日の支給額のうち最大13ユーロまでは疾病金庫（社会保障施策「2（2）医療保険制度」参照）が負担するが、事業主は付加手当として、労働者の従前賃金と母性手当との差額を負担する（事業主補助）。

なお、当該女性労働者が、公的医療保険に加入していない場合⁷⁶は、就労禁止期間中の平均賃金相当額について、連邦社会保険庁（Bundesversicherungsamt）により母性手当（総額として210ユーロの一時金）が支給されるが、労働者の従前賃金と母性手当の差額は、公的医療保険に被保険者本人として加入している場合と同様に、事業主が付加手当として負担する（事業主補助）。

(2) 両親手当・両親休暇

「連邦両親手当及び両親休暇法（Bundeselterngeld- und Elternzeitgesetz：BEEG）」により、子供の出生前の所得の67%⁷⁷を保障する所得比例方式の「両親手当（Elterngeld）」が支給される。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
(労働施策)

スウェーデン

英国

EU

■ 75) 公共職業安定所（AA）が、当該解雇の当否を判断するものではない。

■ 76) 民間保険に加入している場合や家族の被扶養者となっている場合等。

■ 77) 所得が1200ユーロを超える場合は、当該超える額2ユーロにつき0.1%ずつ、最低65%に達するまで引き下げられる。

イ 両親手当 (Elterngeld)

「連邦両親手当及び両親休暇法 (BEEG)」の施行により、2007年1月1日以降に生まれた子供の親には、従前の定額支給の「育児手当 (Erziehungsgeld)」に替えて、所得に比例する「両親手当 (Elterngeld)」が支給されている。

支給対象者は、自分の子供と同一世帯で生活し、子供の世話・養育を自ら行い、フルタイムの就業をしていない者となっている(「連邦両親手当及び両親休暇法 (BEEG)」 §1 (1))。

「両親手当 (Elterngeld)」は、子供の出生の日から月齢14か月までの間、両親に対して支給される。支給額は、子供の出生前1年間の平均月額所得の67%とされ、上限額は月額1,800ユーロとなっている。最低保障額は月額300ユーロ⁷⁸となっており、これは子供の出生前に就労による所得がなかった者⁷⁹に対して支給される。なお、両親手当は非課税とされ所得税の課税対象とされないが、所得税率の算定に際してのみ、両親手当以外の課税所得(以下「その他所得」)がある場合には、その他所得に両親手当も合算して算定される(「累進留保」)⁸⁰。

「両親手当 (Elterngeld)」は、両親の一方(母親又は父親)について最大で12か月分を請求できる。なお、両親ともに2ヶ月以上子育てに参加し、就労所得の減少が生じる場合は、2か月分をこれに加え、2人合わせて最大14か月分を請求することができる。「両親手当 (Elterngeld)」は、両親が交替で受給することも、同時に受給することも可能である。また、一人親の場合は、最初から14か月分を請求できる。毎月の受給額を半額にすることで、受給期間を2倍に延長することも可能となっている。

表3-2-11 両親手当の受給者数の動向

	2010	2011	2012	2013
男性	158,180	169,514	181,316	194,275
女性	634,612	644,973	627,399	640,084
合計	792,792	814,487	808,715	834,359

資料出所：連邦統計庁「州による給付受給者の最終報告」(Gemeldete beendete leistungsbezüge nach Ländern)

ロ 両親休暇 (Elternzeit)

子供と同一世帯において生活し、その世話及び養育を行う被用者は、子供が満3歳になるまで、両親休暇 (Elternzeit) を事業主に対して請求することができる。両親休暇 (Elternzeit) の期間のうち1年を限度として、事業主の合意があれば子供が満8歳になるまでの期間に休暇を持ち越すこともできる。

休暇は、両親の間で分担して取得することも、両親の一方が単独で又は同時に取得することもできる。両親休暇 (Elternzeit) の取得期間においては、週30時間を限度として短時間労働が可能となる。被用者は、労働時間の短縮及びその具体的方式を事業主に対して申請することができる。

労働時間の短縮について両者が合意しない場合でも、従業員15人超の事業所で勤続期間が6か月を超える被用者が、事業主に対して7週間前に書面により、2か月以上のパートタイム労働(週15～30時間)の申請を行った場合は、これに対抗する「差し迫った」経営上の理由がない限り、当該被用者は当該労働時間短縮を請求することができる。

両親休暇 (Elternzeit) を請求しようとする者は、遅くとも休暇期間開始の7週間前に書面により事業主に対し両親休暇を申請し、それと同時に2年間のうちのどの時期に両親休暇を取得する予定であるかを言明することが求められる。両親休暇の申請後、休暇開始前8週間及び休暇中の解雇は禁止されている。

■ 78) 失業給付II、社会扶助、児童加算の受給者に対して支給される両親手当は、児童手当と同様、追加的な収入として、これらの給付額の算定において考慮される。他に3歳未満(3人以上の子供がいる場合には6歳未満)までの子供を養育している場合には、さらに10%(下限75ユーロ)の加算を受け取ることができる。
 ■ 79) 学生や、上の子供の世話で労働が不可能な者など。
 ■ 80) 連邦家族省のHPには以下のような説明がある。両親が1万ユーロの両親手当を受け取り、3万ユーロの課税対象となる所得を有していた。両親手当は非課税である。しかし、4万ユーロの課税所得に適用となる平均税率によって課税される。例のような場合において、課税表に従い税率は、両親手当が合算されなかった場合の10%ではなく14%となる。これにより3万ユーロの課税所得に14%の税率が適用される。
 (http://www.bmfsfj.de/RedaktionBMFSFJ/Broschuerenstelle/Pdf-Anlagen/Elterngeld-und-Elternzeit.property=pdf,bereich=,sprache=de,rwb=true.pdf)

5 労使関係施策

(1) 労使団体

イ 労働組合員数及び組織率

長期的に減少傾向が続いている。

表 3-2-12 労働組合員数及び推定組織率（主要労働組合）の推移

年	1998	2003	2008	2012
① 被用者数 (人)	34,097,000	34,675,000	35,817,000	37,435,000
② 労働組合員数 (人)	9,798,000	8,928,130	8,200,689	-
DGB (ドイツ労働組合連盟)	8,311,000	7,363,147	6,371,475	6,151,184
DBB (ドイツ官吏連盟)	1,184,000	1,257,983	1,280,802	1,271,563
CGB (ドイツキリスト教労組連盟)	303,000	307,000	278,412	-
その他	-	-	270,000	-
③ 推定組織率 (%)	28.7%	25.7%	22.9%	19.3%

資料出所：① 被用者数：ドイツ連邦統計局（DESTATIS）
 ② 労働組合員数：欧州労使関係観測オンライン（EIRO）“Trade union membership 1993-2003”，
 “Trade union membership 2003-2008”
 ③ 推定組織率：②÷①×100により厚生労働省大臣官房国際課で計算した推定値。
 2012年 “Institut der deutschen Wirtschaft Köln”

ロ 労働者団体

DGB (Deutscher Gewerkschaftsbund: ドイツ労働組合連盟) は、1949年に設立された組合員数約614万人 (2013年) ドイツ最大かつ世界でも最大規模の労働組合であり、傘下にIGメタル (金属産業労働組合)、Ver.di (統一サービス産業労働組合) など8つの産業別組合を抱えている。また、ITUC (国際労働組合総連合) の加盟組織にもなっている。

ハ 使用者団体

全国組織としては、BDA (Bundesvereinigung der Deutschen Arbeitgeberverbände: ドイツ経営者団体連合会) があり、52の連邦レベルの産業別の使用者団体と14の州レベルの使用者団体を擁している。

(2) 労働争議の発生件数等

事業主は、労働争議 (10人以上の労働者による1日以上の労働争議、又は労働損失日数が100人日以上の労働

争議) の発生及び終了について、速やかに管轄の公共職業安定所 (AA) に届出を行うことが義務付けられる。

2013年に公共職業安定所 (AA) に届けられた労働争議の発生件数は1,384件 (前年比1,017件増)、参加人員数は66,900人 (前年比44,742人増)、労働損失日数は149,584人日 (前年比63,533人日増) となっている。

(3) 共同決定 (Mitbestimmung)

労働者が、企業的意思決定に参画する権利としての共同決定 (Mitbestimmung) には、「事業所組織法 (Betriebsverfassungsgesetz: BetrVG)」に基づく事業所レベルのものと、「共同決定法 (Mitbestimmungsgesetz: MitbestG)」に基づく企業レベルのものがある。

イ 事業所レベルの共同決定

「事業所組織法 (BetrVG)」に基づき、3人以上の事業所委員会 (Betriebsräten) の代表の被選挙権のある労働者 (18歳以上で勤続6カ月以上) を含む、5人以上の事業所

表 3-2-13 労働争議の発生件数等

年	2009	2010	2011	2012	2013
発生件数 (件)	454	131	158	367	1,384
参加人員数 (人)	28,281	11,520	11,282	22,158	66,900
労働損失日数 (人日)	63,708	24,501	69,896	86,051	149,584

資料出所：ドイツ連邦雇用庁 (BA)

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ (労働施策)

スウェーデン

英国

EU

委員会の代表の選挙権のある労働者（18歳以上）を雇用する事業所においては、事業所委員会（Betriebsräten）を設置することができる。

事業所委員会は、すべての従業員を代表して、従業員の利益のために、法律又は労働協約上規定がない場合に限り、操業時間短縮や解雇などの重要事項について、使用者と協議し共同決定する権利を有する。

□ 企業レベルの共同決定

「共同決定法（MitbestG）」に基づき、従業員が2,000人を超える大規模企業については、取締役の任免等の企業経営の重要事項を決定する「監査役会（Aufsichtsrat）」が設置される。

「監査役会（Aufsichtsrat）」は、同数の株主代表と従業員代表（労働者及び組合から選出）により構成され、その人数は、従業員数の規模により、12人（従業員数1万人以下）、16人（同2万人以下）又は20人（同2万人超）となる。

(4) 労働裁判所（Gerichte für Arbeitssachen）

イ 管轄等

「労働裁判所法（Arbeitsgerichtsgesetz：ArbGG）」に基づき、労働関係から生じる、労働者と使用者との間の民事的権利争議⁸¹を扱う。労働裁判所の裁判官は職業裁判官と、労働者及び使用者の関係者から選ばれる名誉裁判官（ehrenamtlichen Richtern）によって構成される。

□ 三審制

審議は、三審制となっており、第一審は労働裁判所となっている。

第一審の判決に不服のある当事者は、訴訟物価格が600ユーロを超えるか、労働関係の存否又は解雇を争う場合か、第一審判決文に控訴が許される旨記載がある場合に限り、州労働裁判所（Landesarbeitsgericht：LAG）に控訴することができる。

控訴審の州労働裁判所の判決に不服がある当事者は、州労働裁判所の判決又は決定において許された場合に限り、ドイツ連邦労働裁判所（Bundesarbeitsgericht：BAG）に上告することができる。

6 労働施策をめぐる最近の動向……………

(1) 両親手当及び両親休暇の拡充

両親手当及び両親休暇を見直す法律が成立し、2015年7月1日より施行されることとなった。

両親手当は、これまでパートタイムをしながら受給する場合には、基準額（子供の出生前1年間の平均月額所得）からパートタイムの賃金を控除した額に一定率（67%）を乗じた額とされていたが、今回の改正で、パートタイムの賃金を控除されることなく受給額が計算されることとなる。また、一定の要件⁸²を満たす場合には、両親ともに4ヶ月間の手当を追加で受給することが可能となる。

両親休暇は、満3歳まで休暇（両親手当の受給が終了した後は無給）を取得できる点は変わらないが、満3歳から満8歳までの間の取扱いについて、これまで当該両親休暇の期間のうち1年を限度として事業主の同意を得た上で休暇を持ち越すことが可能とされていたが、今後は2年間を限度として事業主の同意なく休暇を持ち越すことが可能となる。

(2) 指導的地位における女性割合

連邦政府は、主要企業に対し、指導的地位における女性について適切な目標を自主的に設定するように促してきたが、特段の成果は見られなかった。

連邦政府は、2014年12月、民間企業及び公務部門における指導的地位への男女平等参画に関する法案を閣議決定した。

労使で共同決定義務があり、かつ、上場されている企業（通常2,000人以上の労働者を有する株式会社及び株式会社合資会社、並びに欧州株式会社。108社）について、2016年以降に選任される、同数の使用者代表及び労働者

■ 81) 労組と使用者団体間（集団的）、個々の労働者と使用者間（個別的）の労働関係のトラブル（労使紛争）を扱う。なお、公務員については、この法律では労働者から除外され、別途「行政裁判所」の管轄となる。
 ■ 82) 両親がともに4か月以上週25時間以上30時間未満のパートタイム労働に従事する場合。

国際機関による経済及び雇用・失業等の動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

（労働施策）
ドイツ

スウェーデン

英国

EU

代表で構成される監査役会又は管理機関のポストに30%の割当目標を導入する。

労使で共同決定義務があり、又は、上場されている企業（通常500人以上の労働者を有する株式会社、株式会社合資会社、有限会社、登録協同組合、相互保険会社。約3,500社）について、監査役会、取締役会及び経営陣の上層部における性別割合に係る自主的目標の設定、その進捗状況の公表を義務付ける。

連邦政府が少なくとも3人の委員を占める権限を有する監視委員会の2016年以降の委員の選任に当たり、30%の割当目標を導入する。また、連邦政府機関は、指導的な地位における男女割合の引上げに関する具体的な目標の設定が義務づけられ、当該目標及び達成するための対策は、当該政府機関の平等計画に記載される。

(3) 労働協約の統一

連邦政府は、2014年12月、労働協約統一のための法案を閣議決定した。事業所内で複数の労働協約が適用となる場合に、当該事業所内でより多くの労働者を組織する労働組合の労働協約のみが適用されることになる。小規模組合の権利を保護するために、労使交渉を行う使用者が小規模組合に事前聴聞権及び事後同意権を付与する。労働裁判所は労働協約当事者の申請に基づき、事業所内で適用される労働協約を決定する。なお、連邦政府は、同法案により労働争議権の内容を変更するものではない、としている。

(4) 高齢者介護人材の養成教育・継続訓練の強化

イ 品質向上オフensive 2012～2015(Ausbildungs- und Qualifizierungsoffensive Altenpflege 2012-2015)

2012年12月13日に、連邦政府（連邦家庭・高齢者・女性・青少年省、連邦保健省、連邦労働・社会省及び連邦教育研究省）、各州及び市町村、福祉団体、高齢者介護にかかる専門・職業団体、連邦雇用庁（BA）、保険者並びに労働組合は「品質向上オフensive 2012～2015 (Ausbildungs- und Qualifizierungsoffensive

Altenpflege 2012-2015)」に署名した。これは、高齢者介護分野の専門的労働者確保のために取り組むべき合意事項をまとめたものであり、以下の10項目からなる。

- ① 養成課程の強化
- ② 事後的資格付与（資格のない介護労働者の事後的訓練）
- ③ 資格保有者等の継続・向上訓練
- ④ 介護職の進化（看護資格との統合を視野に検討）
- ⑤ 外国介護資格のドイツ国内資格への書き換え促進
- ⑥ 家庭と職業の両立
- ⑦ 雇用管理・労働条件の改善
- ⑧ 介護職の社会的地位向上
- ⑨ 介護保険改革⁸³
- ⑩ 移民受入れの促進

訓練や職業相談を重視し、国内の学生や労働者への資格教育訓練施策を基礎とした上で、外国人介護労働力の積極的受入れや、ボランティア・女性の活用のため雇用管理を充実させる等、社会に対する介護のイメージ戦略の重要性を打ち出している。

すでに本オフensiveを受けて、「高齢者介護における職業上の養成教育・継続訓練の強化に関する法律（Gesetz zur Stärkung der beruflichen Aus- und Weiterbildung in der Altenpflege）」（口参照）が施行されている他、連邦政府主導によりベトナムやフィリピンといった外国からの介護労働力受入れを強化している。

ロ 高齢者介護における職業上の養成教育・継続訓練の強化に関する法律（Gesetz zur Stärkung der beruflichen Aus- und Weiterbildung in der Altenpflege）

高齢者介護人材の深刻な不足を受けて、2013年3月18日に「高齢者介護における職業上の養成教育・継続訓練の強化に関する法律（Gesetz zur Stärkung der beruflichen Aus- und Weiterbildung in der Altenpflege）」が公布され、翌3月19日より施行され

■ 83) 内容は介護保険改革法の再掲（社会保障「2（3）介護保健改革」参照）。

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

ドイツ
(労働施策)

スウェーデン

英国

EU

た。高齢者介護法 (Altenpflegegesetz)、社会法典第2編 (SGB II) 及び第3編 (SGB III) の一部を改正する法律であり、高齢者介護に係る専門労働力の確保に重要な貢献を果たすことを目的とする。

目的は、高齢者介護に携わる労働者の養成・継続教育を強化するために、養成期間を短縮する制度を充実させることである。2年以上 (養成期間を含む) にわたって在宅又は介護施設において介護・世話の業務にフルタイムで従事した経験を有し、州当局へ養成期間の短縮を申請する者については、通常3年である高齢者介護士 (Altenpfleger) の養成期間を2年間に短縮することを可能とする。申請に際しては、養成期間を短縮するに足りる能力を有しているかがチェックされることとし、そのために連邦雇用庁がガイドラインを定める。介護経験を一切持たない者は、従来通り3年間の養成課程を受けなければならないが、その期間中は連邦雇用庁が訓練費用及び失業手当又は求職者基礎保障相当の生計費を支援する。

(参考文献)

- ドイツ連邦労働・社会省 (Bundesministerium für Arbeit und Soziales: BMAS)
<http://www.bmas.de/DE/Startseite/start.html>
- ドイツ連邦統計局 (DESTATIS)
<https://www.destatis.de/DE/Startseite.html>
- ドイツ連邦雇用庁 (Bundesagentur für Arbeit: BA)
http://www.arbeitsagentur.de/nn_27908/Navigation/Startseite/Startseite.html
- ドイツ連邦雇用省統計局 (Bundesagentur für Arbeit Statistik)
<http://statistik.arbeitsagentur.de/>
- ドイツ労働市場・職業研究所 (Institut für Arbeitsmarkt und Berufsforschung: IAB)
<http://www.iab.de/>
- ミニジョブセンター (Der Minijob Zentrale)
http://www.minijob-zentrale.de/DE/0_Home/node.html
- ドイツ法定災害保険 (Deutsche Gesetzliche Unfallversicherung: DGUV)

<http://www.dguv.de/inhalt/index.jsp>

- ドイツ労働組合連盟 (Der Deutscher Gewerkschaftsbund)
<http://www.dgb.de/>
- 欧州社会基金 (European Social Fund: ESF)
<http://ec.europa.eu/esf/>

(法令)

- 社会法典第3編 (SGB III)
http://www.gesetze-im-internet.de/sgb_3/
- 解雇保護法 (Kündigungsschutzgesetz: KSchG)
<http://www.gesetze-im-internet.de/kschg/>
- 事業所組織法 (Betriebsverfassungsgesetz: BetrVG)
<http://www.gesetze-im-internet.de/betrvg/>

(その他)

- 連立合意文 (キリスト教民主同盟 (CDU) /キリスト教社会同盟 (CSU) 及び社会民主党 (SPD))
- 国立国会図書館「外国の立法 230 (2006.11):ドイツにおけるEU平等待遇指令の国内法化と一般平等待遇法の制定」齋藤純子
- ドイツの連邦親手当・親時間法一所得比例方式への育児手当制度への転換: 国立国会図書館: 外国の立法 No.232 (2007年6月)

国際機関による経済動向と今後の見通し

カナダ

米国

フランス

(労働施策)
ドイツ

スウェーデン

英国

EU